

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
1	平成23年 9月29日 大阪地裁 平21 (ワ)13961号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告の従業員から勧誘を受けて不動産ファンドに出資した原告らが、本件勧誘は適合性原則違反、説明義務違反等の違法性を有するなどとして、被告に対し、使用者責任に基づく損害賠償を求めた事案	◆原告らに対して本件ファンドを勧誘することが適合性原則に著しく反するものであるとまではいえないとしたものの、レバレッジリスクについて十分な説明がされていないなどとして説明義務違反を認め、被告の賠償責任を認めた上で、損害については、出資金及び申込手数料の合計額から原告らが現実を受領した税引き後の分配金額及び出資金返還額を控除した額につき、原告らの過失割合を3割とする過失相殺を行って請求を一部認容とした事例	不動産ファンド	否	
2	平成23年 8月 2日 東京地裁 平21 (ワ)24102号	損害賠償請求事件	◆被告の従業員から勧誘を受け、ノックイン型投資信託を購入した高齢の専業主婦であった原告が、本件勧誘は適合性原則及び説明義務違反の違法なものであるとして、損害賠償を求めた事案	◆原告が購入した投資信託のうち、内容及びリスクの把握が比較的容易な商品については、本件従業員に適合性原則違反ないし説明義務違反は認められないものの、高リスクな商品については、本件従業員に適合性原則違反が認められるとして、同商品の勧誘を違法とした上で、高リスクの商品を購入するに当たり、原告は不十分ながらも一定の理解をしていたこと、原告には同居家族に相談する機会が十分であったこと、原告が高リスク商品の購入に当たり、損失は出ないだろうと安易に考えていたことが推認されるなどとして、原告の過失割合を8割とする過失相殺を行い、請求を一部認容した事例	ノックイン型投資信託	肯	8割
3	平成23年 5月20日 東京地裁 平22 (ワ)8206号	損害賠償請求事件	◆被告会社に対して海外商品先物オプション取引を委託した原告(女性・元学校教諭)が、その取引には適合性原則違反、説明義務違反等の違法事由があり、これにより損害を被ったとして、共同不法行為に基づき被告会社及び取引当時の被告会社の取締役・従業員らに対し損害賠償を請求した事案	◆被告会社の従業員らによる取引の勧誘行為は、説明義務に違反し、断定的判断の提供を伴うものであり、また、取引の実行については、実質的な一任売買、仕切拒否や無断売買を伴うものであり、かつ、意図的に手数料の収入増加を図ったといえ、従業員らによる取引に係る一連の行為は全体として違法であるなどとし、被告会社及び取締役・従業員らの賠償責任を認めて請求を一部認容した事例	海外商品先物オプション	否	
4	平成23年 4月28日 大阪地裁 平21 (ワ)6104号	損害賠償請求事件	◆原告らが、証券会社である被告の媒介により不動産投資ファンドに出資して損失を被ったことについて、被告の従業員による出資の勧誘が適合性の原則及び説明義務に違反していたとして、被告に対し、民法709条、715条等に基づき損害賠償を請求した事案	◆適合性原則違反については認めなかったものの、被告の担当者について信義則を根拠とする説明義務違反を認めて被告の賠償義務を認め、損害については、原告らが支払った出資金額及び申込手数料の合計額から、原告らが現実を受け取った税引き後の分配金額の合計額を控除した金額であるとした上で、同損害から3割の過失相殺を行って、請求を一部認容した事例	不動産ファンド	否	
5	平成23年 4月12日 東京地裁 平21 (ワ)30916号	損害賠償請求事件	◆匿名組合契約を利用したファンドの勧誘(有価証券の私募の取扱い)を業とする被告T社の従業員を過去にしており、その後、訴外会社の代表者に就いた被告Y4において、高齢者である原告らに対し、被告O社を営業者とするファンドに係る取引について、金融商品取引まがいの詐欺取引であったにもかかわらず、また、適合性の原則から著しく逸脱し、もしくはリスク等の説明義務を尽くさないまま、取引の勧誘をし、これに応じて取引をした原告らに出資金名目の交付金相当額等の損害を与えたなどとして、原告らが、被告らに対し、損害賠償の支払を求めた事案	◆匿名組合を用いたファンドの仕組みは一般投資家を基準としてもこれを理解するのは容易ではなく、直接の担当者である被告Y4には説明義務違反の不法行為が成立するとして、被告Y4の損害賠償責任を認めたが、その余の被告らの損害賠償責任は否定した事例	匿名組合契約	否	
6	平成23年 4月 8日 京都地裁 平21 (ワ)150号	株式返還等請求事件	◆原告が、証券会社である脱退被告との間の店頭金融デリバティブ取引に関する基本契約に基づく通貨オプション取引につき、適合性原則違反による公序良俗違反、説明義務違反に基づく解除を主張して、脱退被告の本件取引に関する権利義務を全部承継した被告に対し、本件取引の担保として提供した株式の返還を求めるとともに、脱退被告は原告に無断で原告所有株式を売却したとして、担保金及び株式売却代金等の支払を求めた事案	◆本件取引の公序良俗違反、原告に対して本件取引を提案したことによる適合性原則違反、脱退被告担当者の説明義務違反及びそれに基づく本件取引の解除、脱退被告による本件取引における無断反対売買及び原告所有株式等の無断売却という原告の各主張を排斥した上で、原告所有株式等の売却代金から本件反対売買代金を控除した額の返還のみ認めた事例 ◆証券会社の説明義務に関し、証券会社と顧客との間には、取引対象である金融商品に関する知識や取引経験、情報収集能力等に大きな格差が存在するのが一般的であるから、証券会社は、顧客に対して金融商品の取引を勧誘するに際し、顧客が自己責任の下に取引を行うか否かを決定するために必要な当該金融商品の仕組みやリスク等の情報につき、当該金融商品の特質、当該顧客の理解力や取引経験等に応じて必要かつ相当な範囲で具体的な説明を行うべき信義則上の義務を負うとされた事例	通貨オプション	否	
7	平成23年 2月28日 東京地裁 平21 (ワ)35846号	預託金返還等請求事件	◆銀行の子会社で証券会社である被告の従業員から勧誘を受け、ノックイン型投資信託を購入した当時81歳の原告が、主的に、本件売買は被告従業員により無断で行われたものであるからその効果は原告に帰属しないなどとして、不当利得返還を求め、予備的に、被告従業員による本件勧誘は、適合性原則及び説明義務に違反する違法なものであるとして、損害賠償を求めた事案	◆本件では、本件売買が原告に無断でされたとは認められないなどとして、主目的請求を棄却したものの、被告従業員は、理解が容易でなくリスク性の高い本件投資信託取引につき、適性の低い原告に対して十分な説明もせずに本件売買を勧誘したといえるから、本件勧誘は不法行為法上違法といえるとした上、勧誘につき十分に考えないまま本件売買を決意した原告の過失割合を4割とする過失相殺を行って、本件売買に係る損害を1865万3233円と認め、予備的請求を一部認容した事例	ノックイン型投資信託	肯	4割

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
8	平成23年2月9日 和歌山地裁 平22(ワ)289号	立替金請求事件	◆証券会社である原告が、被告に対し、平成17年5月28日に締結した信用取引口座設定契約に基づき、平成18年1月30日までの間に被告の株式信用取引により生じた信用取引決済損金2299万5197円を原告が立て替えた旨主張し、上記金員及びこれに対する最後の一部弁済の日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合による約定遅延損害金の請求をしているのに対し、被告が、上記信用取引口座設定契約に関し、原告に適合性原則違反及び説明義務違反の違法事由があり、被告には原告主張の信用取引決済損金及び遅延損害金相当額並びに弁護士費用相当額の損害が生じているので、被告の原告に対する当該不法行為に基づく損害賠償請求権と、本件請求債権とを対当額で相殺する旨主張した事案	◆インターネット取引において、顧客の申告内容から取引適合性を適切に判断するには、顧客の属性等が正確に申告できるような申告フォームを備えていることが前提であり、証券会社は、取引適合性につき、顧客の申告した内容をただ形式的に判断するのみならず、申告の意味内容や取引のリスクを本当に理解して申告したのか疑念を抱くべき者に対しては、電話、面接等により、リスクの理解の確認を行う義務を免れないとして、適合性原則違反を認めた事例	信用取引	肯	否定
9	平成23年2月7日 東京地裁 平21(ワ)17419号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員の勧誘を受けて海外先物取引を行った原告が、同勧誘には適合性原則違反、説明義務違反等の違法があり、被告会社の取締役らは、同違法行為を認識し、又は認識し得たにもかかわらず、これを防止しなかったなどと主張して、被告会社、その従業員及び取締役らに対し、不法行為、使用者責任及び会社法429条1項に基づき、上記取引により被った損害の賠償を求めた事案	◆被告らは、口頭弁論に欠席するか、あるいは、具体的な反論や立証を特段行っていないところ、証拠により原告の主張する事実がいずれも認められるなどと判断して、原告の請求を認容した事例	海外商品先物	肯	主張なし
10	平成23年1月28日 東京地裁 平21(ワ)7504号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告銀行の従業員から仕組債の購入を勧誘され、同銀行の仲介のもとで被告証券会社からリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクを保証会社とする本件仕組債を購入したところ、いわゆるリーマンショックにより本件仕組債の経済的価値が失われたことについて、被告銀行及び被告証券会社に対し、本件仕組債の購入金額相当の損害金等の支払を請求した事案	◆金融商品の販売業者等における説明義務について、発行体及び保証会社が近い将来相当程度の蓋然性をもって破綻することが見込まれる状況であることを認識していたなど特段の事情がない限り、金融商品の販売業者等が自ら信用リスクを評価する根拠となる事実及びその評価の結果について顧客に説明する義務を負うものではないとの解釈を示した上で、被告らに原告主張の説明義務はないとし、さらに、原告の投資経験、社会的地位、本件仕組債購入の際の検討事項等からすると、本件仕組債の複雑性を考慮しても、被告銀行の本件売買の勧誘が適合性の原則に著しく反していたとは認められないとして、請求を棄却した事例	仕組債	否	
11	平成23年1月28日 東京地裁 平21(ワ)33859号	損害賠償請求事件	◆外国銀行である被告との間で、外貨建て定期預金契約を締結した原告が、円高が進行したためこれを解約したところ、元本を上回る損失が発生し、預金を相殺されるとともに借入金債務等を負担することになったため、被告に対し、損害賠償を求めた事案	◆金融商品の販売等に関する法律3条の施行日以前に締結された本件の契約につき、被告が同条の説明義務を負うとはいえず、これは施行日以後に自動更新された契約についても同様であるなどとして説明義務違反を否定し、原告の投資経験や資産状況に照らして適合性原則違反も認められず、相殺義務違反など原告が主張するその余の被告の義務違反も認められないとして、原告の請求を棄却した事例	外貨定期預金	否	
12	平成23年1月28日 東京地裁 平21(ワ)15708号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告らの従業員から勧められた仕組債を購入したところ、仕組債の発行者及び保証会社が経営破綻したことについて、被告らに対し、錯誤無効及び消費者契約法による取消しを理由とする不当利得の返還や、適合性原則違反及び説明義務違反を理由とする損害賠償などを求めた事案	◆金融商品販売業者は、信用リスクが現実化することが相当高度の蓋然性をもって見込まれることを認識していたなどの特段の事情がない限り、信用リスクが現実化する可能性や評価根拠事実まで説明する義務を負わないとした上で、原告が説明義務違反と主張する事実は、いずれも説明義務がないか、現に説明がされているとし、また、原告の投資歴や資産等からすれば、適合性原則違反も認められないなどとして、原告の請求を棄却した事例	仕組債	否	
13	平成23年1月27日 東京地裁 平21(ワ)44216号	損害賠償請求事件	◆他社株転換債券(EB債)を購入した原告が、販売した証券会社である被告に対し、被告の担当者による勧誘について、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、不招請勧誘・再勧誘等があったとして、一部の説明義務違反が認められる場合は金融商品の販売等に関する法律5条、その他の場合は不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案	◆本件のEB債はハイリスク・ハイリターン金融商品ではあるが、原告の取引経験、投資傾向、資力、被告担当者による説明内容、勧誘態様等を考慮すれば、被告の担当者による勧誘に違法な点があったということとはできないとして、原告の請求を棄却した事例	EB債	否	
14	平成23年1月18日 東京地裁 平22(ワ)743号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社との間で、商品CFD取引(本件取引)を行ったことにつき、本件取引が賭博にあたり公序良俗違反により無効かつ不法行為にあたること、被告が適合性原則違反等の違法な勧誘行為に基づき原告に本件取引を行わせたことが不法行為にあたることを主張し、被告会社の従業員である被告Y4ないしY7に対しては共同不法行為に基づき、被告会社に対しては不法行為ないし使用者責任に基づき、被告会社の取締役である被告Y1ないしY3に対しては共同不法行為ないし会社法429条1項に基づき、連帯して、本件取引により原告に生じた損害金及び弁護士費用相当損害金等の支払を求めた事案	◆原告の過失割合を1割としたほかは、原告の主張を容れ、請求を一部認容した事例	商品CFD取引	肯	1割

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
15	平成22年12月16日 東京地裁 平20(ワ)27893号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告証券会社から複数の金融商品を購入したところ、これらの取引は適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供による違法な勧誘行為に基づくものであるとして損害賠償の支払を求めた事案	◆本件各商品を原告らに販売した行為は、リスクが高い商品特性においても、過大な投資規模・価額においても、原告らの知識、経験及び財産の状況等の実情に照らして明らかに過大な危険を伴い原告らの保護に欠ける取引であり、また、被告の従業員らにおいて本件各商品の仕組みや危険性について具体的に理解できる程度の説明を行ったものとは認められないなどとして、原告らの請求を一部認容した事例（過失相殺3割）	仕組債	肯	3割
16	平成22年12月15日 東京地裁 平21(ワ)31917号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告の従業員から勧誘されて外国債を購入したが、適合性原則違反、説明義務違反等の違法があり損害を被ったとして、被告に対し、不法行為（使用者責任）又は債務不履行に基づき、損害賠償を求めた事案	◆原告の主張を退け、請求を全部棄却した事例	外国債	否	
17	平成22年12月9日 東京地裁 平20(ワ)38343号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品取引員である被告の従業員から商品先物取引の勧誘を受け、被告との間で委託契約を締結して商品先物取引を行ったが、同従業員の違法な行為のため損害が発生したとして、被告に対し、使用者責任に基づき、取引による実損害、慰謝料及び弁護士費用等の損害賠償を求めた事案	◆同従業員による迷惑勧誘行為、適合性の原則違反、新規委託者保護義務違反、断定的判断の提供、説明義務違反及び一任売買があったとする原告の主張はいずれも認められず、本件取引において同従業員に違法な行為があったとは認められないとして、原告の請求を棄却した事例	商品先物	否	
18	平成22年11月30日 東京地裁 平21(ワ)40549号	損害賠償請求事件	◆被告との間で投資信託取引をした原告が、被告に対し、主的に、同取引には元本保証があるものと信じた点で錯誤があった、あるいは、被告の行員による元本保証があるとの虚偽の説明を信じたのであるから、同取引に関する契約は無効又は消費者契約法により取り消されたものであると主張して、被告に交付した金員の返還を求め、予備的に、被告には適合性原則違反及び説明義務違反があったと主張して、不法行為等に基づく損害賠償を求めた事案	◆被告の行員による説明内容、本件の取引に係る投資信託の内容、原告の投資意向等を考慮すれば、原告の主張はいずれも採用できないなどとして、原告の請求を棄却した事例	投資信託	否	
19	平成22年11月19日 東京地裁 平20(ワ)23577号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品先物取引の受託業務等を目的とする被告会社並びにその代表取締役である被告Y1及びY2、並びに担当社員であった被告Y3に対し、被告Y3の違法な勧誘行為等により金及び白金の商品先物取引をした結果損害を被ったとして、不法行為等による損害賠償請求をした事案	◆適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、無断売買、及び一任売買に関する原告の主張をいずれも否定し、原告の請求を全部棄却した事例	商品先物	否	
20	平成22年11月4日 東京地裁 平22(ワ)7899号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社から、「CFD取引」と称する取引（金等の金融商品を売買したと仮定した場合の差金決済を受ける地位を証拠金の預託によって取得するという私的差金決済取引）への勧誘を受け、取引を繰り返したところ、被告会社の違法な取引ないし適合性原則違反によって損害を被ったと主張して、不法行為に基づき、被告会社及びその代表取締役、取締役、原告との取引等を担当した従業員らに対して損害賠償を求めた事案	◆本件取引は違法な賭博行為であり、被告らは適合性原則にも違反していたとして、原告の請求を全部認容した事例	商品CFD取引	肯	主張なし
21	平成22年10月29日 東京地裁 平21(ワ)35892号	損害賠償請求事件	◆商品取引員である被告会社の商品取引外務員である被告Y1から商品先物取引委託契約の勧誘を受け、商品先物取引を行った原告が、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、過当取引、一任売買、過当頻繁売買、特定売買、仕切拒否・仕切回避を理由に違法行為があるとして、被告らに損害賠償の支払を求めた事案	◆被告Y1には、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、特定売買の違法があるとした上で、原告の過失割合を2割認めて過失相殺するなどし、請求を一部認容した事例	商品先物	否	
22	平成22年10月29日 大阪高裁 平22(ホ)1859号	損害賠償請求控訴事件	◆一審原告は、10代のころに発症した小脳出血の後遺障害が残存し身体障害者等級1級の認定を受けた無職の30代の男性であるが、金融商品取引業者である一審被告から株式の取引を勧誘され、一審被告に委託して株式の現物取引をしていたところ、取引開始から約2年4か月が経過したところ、一審被告から株式の信用取引を勧誘されたことから、一審被告に委託して同取引を始めたところ、これにより多額の損失を被った。そこで、一審原告は、上記勧誘が適合性原則違反、説明義務違反として違法であるほか、一審被告が一審原告の委託に係る株式取引において違法な過当取引をしたと主張して、一審被告に対し、不法行為に基づき、一審原告が上記株式取引で被った損失のほか、慰謝料、弁護士費用として、総額1018万1345円及びこれに対する平成17年9月15日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆原判決（適合性原則違反、説明義務違反、過当取引の違法を認定）を引用しつつ、本件信用取引の勧誘が適合性原則違反及び説明義務違反であるうえ、過当取引をさせたことも違法であって、勧誘及び本件信用取引の開始から終了までの一連の取引をさせたことが違法であるとした事例	信用取引	肯	1割

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
23	平成22年10月28日 大阪地裁 平20 (ワ)17028号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告証券会社の従業員が適合性原則又は説明義務に違反して原告らに匿名組合型の不動産投資ファンド(本件ファンド)への出資を勧誘し、契約をさせた旨主張して、被告証券会社に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆本件ファンドにおけるレバレッジリスクは、投資家の投資判断にとって極めて重大な問題であり、かつ、そのリスク要因となる不動産市況の変動は、バブル崩壊後の不動産市況の激しい変動を経験した投資勧誘の専門家である被告証券会社にとって十分に予測可能であったところ、同社には、本件ファンドのレバレッジリスクを説明しなかった点で説明義務違反があるとして、被告証券会社の損害賠償責任を認め、3割の過失相殺を行った上で損益相殺をして損害額を算定し、原告らの請求を一部認容した事例	不動産ファンド	否	
24	平成22年10月26日 東京地裁 平21 (ワ)28780号	損害賠償請求事件	◆海外市場における商品先物取引の受託を業とする被告会社の従業員である被告Y3において、原告に原油取引の勧誘をして保証金名下に金員を支払わせた行為につき、適合性原則、断定的判断の提供、過当取引、一任売買に当たる違法があるなどとして、原告が、被告会社、Y3のほか、被告会社の代表取締役であった被告Y1、同取締役であった被告Y2に対し、損害賠償の支払を求めた事案	◆被告会社においては、顧客の注文した建玉に対し必ず反対の建玉である対当玉の注文がなされており、被告Y3には、そのいずれか一方の建玉について差損金が生じることを説明すべき義務違反があったとして不法行為の成立を認め、被告会社に使用者責任、被告Y1、同Y2には任務懈怠責任があったとして、原告の請求を認容した事例	海外商品先物	否	
25	平成22年10月14日 東京地裁 平21 (ワ)6394号	損害賠償請求事件	◆訴外会社との間で海外商品先物取引を行っていた原告が、訴外会社の従業員による再勧誘禁止違反、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、熟慮期間制限違反、一任売買などの違法な勧誘・取引行為によって財産的・精神的損害を被ったとして、訴外会社の元役員ら、及び、法人格否認の法理により被告会社を相手に損害賠償の支払を求めた事案	◆本件取引には適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供の違法があるとして、訴外会社の元役員らの違法行為防止義務違反に基づく損害賠償責任を認めたが(過失相殺75パーセント)、法人格否認の法理による被告会社の責任は否定した事例	海外商品先物	肯	7.5割
26	平成22年10月12日 大阪高裁 平22 (ネ)1476号	売買代金、損害賠償反訴、損害賠償請求控訴事件	◆本件証券会社と本件顧客との間の仕組債と称される私専債の売買契約につき、本件証券会社が、本件顧客に対し、残代金の支払を求めた(本訴)のに対し、本件顧客が、上記売買契約の成立及び効力を争うとともに、その勧誘が適合性の原則に著しく反するとして、本件証券会社に対しては、使用者責任又は債務不履行に基づき、同社の担当者らに対しては、共同不法行為に基づき、損害賠償を求めた(反訴・第3事件)事案の控訴審	◆買主である本件顧客の意思表示に錯誤があり、本件売買契約は無効であるとして、本訴請求を棄却した部分の第1審判決は是認したものの、当該私専債の売買契約が無効であるため、本件証券会社が本件顧客からの預り金等を売買代金の支払に充当したとしても、充当の効果がなく、本件顧客が本件証券会社に対して当該預り金の返還を求められることができる地位にあるということとまるという判示の事実関係の下においては、本件顧客に損害の発生を認めることができないとして、反訴・第3事件に係る請求を一部認容した部分の第1審判決を取り消し、同請求を棄却した事例	仕組債	否	
27	平成22年 9月30日 東京地裁 平21 (ワ)24095号	損害賠償請求事件	◆被告証券会社から債券を購入した原告が、被告証券会社と被告銀行の各担当者が共同して、不実告知を行い、あるいは適合性原則違反、説明義務違反の不法行為を行ったと主張して、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告銀行の担当者について、不実の告知を認めなかったものの、原告の投資経験についての慎重な調査をせず、原告の投資意向に反し、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的かつ軽率に誘導したなどとして、適合性原則違反、説明義務違反を認めて、被告銀行に対する請求を認容したが、被告銀行の担当者による勧誘時における被告証券会社の担当者の同席が認められないこと等から、被告証券会社に対する請求については棄却した事例	債券	肯	主張なし
28	平成22年 9月16日 東京地裁 平19 (ワ)15962号	株券返還等請求事件	◆原告らは、被告との間で、株式取引に関する委任契約に基づき継続的に株式取引を行っていたところ、被告従業員の訴外Cから勧誘を受け、被告を通じて、原告X2はS社株を売却し、原告らはK社株を購入したが、上記訴外Cの勧誘には、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供があり、不当に執拗に行われた勧誘であるから違法であり、かつ、被告には契約上の善管注意義務違反があるとして、原告らが被告に対し、不法行為(使用者責任)又は債務不履行に基づく損害賠償請求として、原告らが被ったとする損害額の支払を求めた事案	◆K社株については、原告らに原告らが主張する損害が発生したとは認められず、S社株については、訴外Cに原告らが主張する違法行為があったとはいえないとして、原告らの請求を全部棄却した事例	株式	否	
29	平成22年 9月15日 東京地裁 平20 (ワ)29243号	損害賠償反訴請求事件	◆反訴被告との間で外国為替証拠金取引を行った反訴原告が、反訴被告に対し、賭博性を有する外国為替証拠金取引を勧誘したなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆反訴原告と反訴被告との間で行われた外国為替証拠金取引について、反訴原告と反訴被告との間に偶然的勝敗によって財産の得喪を決する関係があるとはいえないとして、賭博性を否定した上、反訴被告の勧誘について、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等は認められないとして、請求を棄却した事例	外国為替証拠金取引	否	
30	平成22年 9月 9日 東京地裁 平21 (ワ)27675号	損害賠償請求事件	◆被告銀行の担当者の勧誘を受けて、被告証券会社から他社株転換条項付社債を購入した原告が、適合性原則違反、説明義務違反を主張して、被告らに対し、損害賠償の支払を求めた事案	◆原告は、従前、投資信託、外貨預金などの取引経験を有し、金融資産を1億円以上持っていたことなどから、原告に本件社債の購入を勧誘することが適合性の原則に違反することはできず、また、本件社債の仕組みやリスク等の説明もされているから説明義務違反も認められないとして、原告の請求が棄却された事例	EB債	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の 肯否	過失相殺割合
31	平成22年 9月 6日 東京地裁 平21 (ワ)1806号	損害賠償請求事件、貸金請求事件	◆当初は被告証券会社の証券外務員として、後に同社から委託を受けて証券仲介業者として業務を行った被告会社から株式の信用取引及び株価指数先物取引の勧誘を受けて取引をした原告が、損害を被ったとして、被告らに対し、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、無断売買、過当取引等を理由に損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の主張を排斥し、請求を棄却した事例	信用取引・ 株価指数 先物	否	
32	平成22年 8月30日 東京地裁 平21 (ワ)12223号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員らが、訴外会社を相手に金の売買を相対取引で行う取引に原告を勧誘し、売買取引証拠金を支払させたが、訴外会社は被告会社に社名変更をした旨告知して清算終了したことから、原告が、本件取引は違法な詐欺取引であるとして、被告会社を含む被告らに対し、適合性原則違反、説明義務違反、無断売買ないし一任取引を理由に損害賠償の支払を求めた事案	◆本件取引は訴外会社が顧客に交付しているパンフレットに記載された内容と異なり、取引全体として訴外会社に有利になる仕組みで違法なものであり、被告会社は訴外会社の債務を引き受けたと認めるのが相当であるなどとして、原告の請求を認容した事例	金の売買	否	
33	平成22年 8月27日 岡山地裁 平20 (ワ)731号	損害賠償請求事件	◆商品取引員である被告に商品先物取引を委託した原告(商品先物取引開始当時34歳。経済学部卒の男性で、勤務先では支店長)が、被告の従業員に勧誘の告知・確認の義務違反等の違法行為があったとして、被告に対し、不法行為ないし債務不履行責任に基づき、損害賠償の支払を求めた事案	◆原告は投資経験なくとも適合性原則には反しないとした一方、原告が勧誘を受ける意思があるか確認せずにした不当勧誘、ハイブリッド取引で確実に利益が出るとの断定的判断の提供、追証についての説明義務違反、実質一任売買及び過当取引があったとして、被告会社従業員らによる不法行為を認定し、被告会社の使用者責任を認めた事例(過失相殺2割)	商品先物	否	
34	平成22年 8月26日 東京地裁 平20 (ワ)31915号	オプション取引未払損金本訴請求事件、損害賠償反訴請求事件	◆証券会社である原告が、原告に委託して日経平均株価指数オプション取引をした被告に対し、オプション取引から生じた未払損金の支払を請求し(本訴)、被告が、原告に対し、オプション取引について適合性原則違反、説明義務違反の勧誘行為があったと主張して、債務不履行等に基づく損害賠償を請求した(反訴)事案	◆被告が行ったオプション取引の基本商品である日経平均株価の値動きが広く一般に情報提供されていること、被告の社会経験、金融商品の取引経験、原告によるオプション取引の危険性の説明等から、適合性原則違反、説明義務違反を否定し、本訴請求を全部認容し、反訴請求を棄却した事例	指数オプション	否	
35	平成22年 8月26日 大阪地裁 平21 (ワ)1727号	預金返還等請求事件[池田泉州銀行株価連動債説明義務違反事件・第一審]	◆銀行である被告を代理人として、ノックイン型投資信託の受益証券に係る本件各売買契約を締結し、被告における自身の口座から各代金を決済した原告が、被告に対し、本件各売買契約は不成立又は錯誤無効であって各代金決済も無効であるなどとして、預金払戻請求権に基づき、また、被告担当者の勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供という違法があるなどとして、使用者責任による損害賠償請求権に基づき、合計1693万円余りの支払を求めるなどした事案	◆本件各売買契約は有効であるとして預金払戻請求権は認めなかったが、被告担当者の本件各投資信託の勧誘には、適合性原則違反及び説明義務違反が認められるなどとして、被告の損害賠償責任を認めた上で、2割の過失相殺を認めて、本件各売買契約に関する賠償額を約206万円とし、これに弁護士費用20万円を加えて、原告の請求を一部認容した事例	ノックイン 型投資信託	肯	2割
36	平成22年 8月20日 名古屋高裁 平22 (ネ)277号	損害賠償請求控訴事件	◆証券会社である1審被告を介して株式の信用取引を行った1審原告(大学卒、預貯金約6000万円、株式・投資信託約3000万円台、不動産持分(評価額約1261万円)を有し、年収約1250万円。)が、1審被告ないしその従業員に、適合性の原則に違反する勧誘行為、過当取引、説明義務違反、無断売買、実質的な一任売買の違法行為があったとして、1審被告に対し、不法行為に基づき(組織体自体として民法709条に基づき、又は、1審原告を勧誘した担当者として同法715条に基づき)、損害賠償金1869万7735円及びこれに対する平成18年3月17日から支払済みまでの民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆原判決(適合性原則違反、説明義務違反、無断売買及び実質的な一任売買について否定し、過当取引につき違法性を認めた。過失相殺6割。)を正当とし、控訴をいずれも棄却した事例	信用取引	否	
37	平成22年 8月19日 仙台地裁 平20 (ワ)2521号	株式返還等請求事件	◆原告が、被告との間で行った店頭金融デリバティブ取引における通貨スワップ個別取引に関し、被告からの追加担保の求めに応じなかった結果、取引を中途解約され、担保として提供していた株式等を被告に処分されたことにつき、主位的に、本件取引に係る各種契約について、原告の取締役役会の承認がないため各契約の効果は原告に帰属せず、あるいは本件各契約には錯誤があるから、本件処分は無効であるとして、同処分の無効確認及び同株式等の返還を、予備的に、不当な株式等の処分により被った損害の賠償等を求めた事案	◆本件取引を含む原告の被告との取引につき、本件訴外取締役の包括的権限の存在が認められ、また、原告主張の錯誤は認められないなどとして、主位的請求を棄却し、さらに、適合性原則違反、説明義務違反、権利濫用は認められないとして、予備的請求も棄却した事例	通貨スワップ	否	
38	平成22年 7月22日 東京地裁 平20 (ワ)34162号	損害賠償等請求本訴事件、差損金請求反訴事件	◆原告が、商品取引員である被告に対し、商品先物取引についての適合性原則違反(新規委託者保護育成義務違反)や説明義務違反、断定的判断の提供等による取引の違法な勧誘があったとして、債務不履行又は不法行為に基づき、保証金として交付した現金及び同様に預託した株式の評価損に相当する損害賠償を求めると共に、商品先物取引委託契約の終了に基づき、預託した株式に係る株券の引渡しを求めた(本訴)のに対し、被告が、原告に対し、商品先物取引委託契約に基づき、取引終了後の清算金(最終仕切差損金)の支払を求めた(反訴)事案	◆商品先物取引において適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供等による取引の違法な勧誘があったとする原告の主張をいずれも排斥して、商品取引員である被告に対する損害賠償請求の本訴を棄却し、商品取引員である被告から原告に対する商品先物取引委託契約の終了後の清算金の支払を求める反訴が、全部認容された事例	商品先物	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
39	平成22年 7月13日 大阪高裁 平21(ネ)962号	損害賠償請求控訴事件	◆証券会社である1審被告を通じて株式の現物取引等を行っていた1審原告が、1審被告の従業員の勧誘行為に、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反及び過当取引の勧奨という違法があったとして、1審被告に対し、損害賠償を求めたところ、請求が一部認容されたことから、双方が控訴した事案	◆株式の現物取引は、リスクが過大であるとはいえず、投資の判断が一般人であっても容易である面があるといえ、また、本件株式の購入は、1審原告が自らの自由な意思の下に株数を決定して行ったものであり、この間に証券会社の担当者において、勧誘の方法、態様に違法な点があったとは認められないから、本件株式購入が「明らかに過大な危険を伴う取引」であり、その勧誘が適合性の原則に違反するとは認めがたいとし、また、本件において、1審被告は、1審原告に対し、本件株式の購入について、株数の減少を再考させる指導、助言をしたり、分散投資をするよう指導、助言する義務を負わないなどとして、原判決の1審被告(引受参加人)敗訴部分を取り消し、1審原告の請求を棄却した事例	株式	否	
40	平成22年 6月25日 東京地裁 平20(ワ)38244号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品先物取引の受託を業として営む商品取引員である被告(株式会社)に対して、迷惑勧誘の禁止、再勧誘の禁止違反、適合性原則違反、説明義務違反、事前交付書面の欠如、断定的判断の提供等を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求をした事案	◆原告は大手企業の子会社の常務取締役の地位にあり、株式取引、外国為替証拠金取引の経験を有している事実を前提に、原告主張の各違法行為について、被告の担当者に違法行為があったことを認めることはできず被告に使用者責任を認めることはできないとして請求を棄却した事例	商品先物	否	
41	平成22年 6月21日 東京地裁 平19(ワ)34860号	損害賠償請求事件	◆被告会社に委託して商品先物取引を行った原告が、被告らに対し、取引の勧誘及び継続段階において、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反、両建て勧誘等の違法行為があったなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆原告は、商品先物取引の経験がなかったにもかかわらず、取引2日目にして新規委託者保護のための建玉制限の解除を申し出ることとなり、1か月も経たないうちに、大量の取引を繰り返したなどとして、被告らの新規委託者保護義務違反及び違法な両建て勧誘を認め、これらは取引全体について原告に対する不法行為を構成するとし、他方で、8割の過失相殺を認め、請求を一部認容した事例	商品先物	否	
42	平成22年 5月27日 東京地裁 平21(ワ)25681号	損害賠償請求事件	◆銀行である被告から投資信託を購入した原告が、被告に対し、被告の担当者による勧誘行為について、適合性原則違反及び説明義務違反があったと主張して、不法行為等に基づく損害賠償を請求した事案	◆本件投資信託の購入時において原告の理解力や意思疎通能力が劣っていたということではできないし、本件投資信託購入以前において投資信託や投資型年金保険の取引経験を有していたことが認められるから、本件投資信託の購入当時においてその内容やリスクを理解することができる程度の経験や知識、判断能力があったものというべきであるなどとして、適合性原則違反及び説明義務違反を否定し、請求を棄却した事例	投資信託	否	
43	平成22年 5月25日 東京地裁 平20(ワ)21966号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告に対し、被告の従業員は、外国為替証拠金取引について適合性のない原告に対し、同取引を勧誘、契約させて原告に損害を被らせたなどと主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、未返還交付金員相当損害金及び弁護士費用相当損害金合計139万9878円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆外国為替証拠金取引は、きわめて投機性の高い取引であり、同取引の従業員らは、勧誘する相手方に、取引に参加する適格性があるかどうか判断し、適格性に欠ける場合には、その相手方に対する取引の勧誘を中止し、既に取引を開始している場合にはこれを直ちに終了させるべき義務があるというべきであることを前提として、原告は、外国為替証拠金取引をする適格性を有していなかったのであり、被告の従業員は、取引開始当時から原告に適格性がないことを認識、認容していたものと認められるが、原告に対し、取引を勧誘するなどしており、かかる行為は、原告に対する不法行為を構成するなどとして、請求を全部認容した事例	外国為替証拠金取引	肯	主張なし
44	平成22年 5月14日 広島高裁 平21(ネ)127号	損害賠償請求控訴事件	◆1審原告が商品取引員である1審被告との間で商品先物取引の委託契約を締結して金、白金及びパラジウムの先物取引を行ったところ損失を被り、1審被告から差損金の支払を請求され、1審被告との間で平成18年1月16日に上記損失の未精算金についての債務承認弁済契約を締結し、同契約に関する公正証書を作成したが、本件取引における1審被告従業員の行為には適合性原則違反、新規委託者保護義務違反及び説明義務違反等の違法があり、本件取引は勧誘当初の段階から取引終了に至るまでが一体として1審被告自身の不法行為を構成するか又は1審被告は1審被告従業員の不法行為について使用者責任を負うと主張して、1審原告が、1審被告に対し、①不法行為に基づく損害賠償金の支払、②本件弁済契約は錯誤により無効であり、1審被告は、1審原告が同契約に基づいて支払った金員を法律上の原因なく利得したと主張して、不当利得として上記金員の一部の支払、③本件弁済契約に基づく1審原告の1審被告に対する債務の不存在確認、④本件公正証書の執行力の排除を求めた事案	◆断定的判断の提供・利益を過度に強調しない注意義務違反、過当取引禁止違反、実質的一任売買禁止違反の主張を否定したが、適合性原則違反、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、両建回避義務違反を肯定し、その上で、これらの義務違反が単純な過失というよりも意図的にされた悪質な違法勧誘であるとして、4割の過失相殺を認めた原審の判断を変更し、過失相殺を否定した事例 ◆商品取引員は、自己玉が顧客から委託を受けた建玉と逆であったり、複数の委託者の建玉の売り又は買いの少ない方に自己玉を建てた場合、委託者に対し、あらかじめ自己玉について上記のような取引をする方針であること、及び上記のような取引をしたごとに、自己と対向する建玉を委託した委託者に説明すべき信義則上の義務を負い、そのような説明をすることなく取引の委託を受け委託者に取引を継続させた場合、不法行為責任を負うとした事例	商品先物	肯	否定

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の 肯否	過失相殺 割合
45	平成22年 5月12日 大阪地裁 平20 (ワ)9322号	損害賠償請求事件	◆株式の信用取引等をした原告が、被告の従業員による信用取引の勧誘、取引行為に適合性原則違反、説明義務違反、過当取引の違法事由があるとして、被告に対し、不法行為に基づいて、取引により被った損失、精神的苦痛に対する慰謝料及び弁護士費用の各損害並びにこれらの損害に対して最後の損害発生時から年5分の割合による遅延損害金を請求した事案	◆小脳出血を罹患して車椅子生活を余儀なくされ、会話力に劣る身体障害者で、2ヶ月に一度、約16万円の障害基礎年金の受給以外に収入のない昭和47年生の原告(男性)は、被告の「営業のコンプライアンス・マニュアル」においても信用取引不適格者であり、通常の現物取引のみという取引経験、預金800万円程度の資産状況、「中期」「インカムゲイン重視」「安定重視貯蓄型」(取引開始後、「利回り・値上り益重視」に変更)の投資目的に照らしても、本件信用取引の積極的な勧誘は適合性の原則から著しく逸脱しており違法であるとした事例 ◆担当者は、信用取引の説明書を原告に交付せず、信用取引の仕組みやリスクについて原告に十分理解させるだけの説明をしていないから、説明義務に違反しており違法である。本件信用取引は、年次回転率が約14回ないし約20回に達して明らかに過当であり、担当者が原告の口座を事実上支配し原告を主導して行っていたのであるから過当取引として違法である。原告の過失割合は2割が相当であるとした事例	信用取引	肯	2割
46	平成22年 4月20日 東京地裁 平21 (ワ)4640号	損害賠償等請求事件	◆被告会社との間で匿名組合契約を締結した原告が、被告らに対し、当該契約の勧誘等が詐欺行為であるなどと主張して、不法行為等に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告会社の従業員である被告Y2が、原告の理解力の程度に応じて、十分な説明を行ったとは認められず、その結果、判断能力の十分ではない原告に対し、リスクの高い契約に基づく投資を勧誘して投資をさせたものと認められ、かかる行為は適合性原則に反する違法な行為であったなどとして、被告Y2の不法行為責任及び被告会社の使用者責任を認め、他方で、被告会社の代表取締役である被告Y1の会社法429条1項に基づく責任を否定し、請求を一部認容した事例	匿名組合契約	肯	
47	平成22年 4月13日 名古屋地裁 平19 (ワ)3613号	損害賠償請求事件	◆被告会社に委託して商品先物取引をなした原告が、被告らに対し、被告Y1ら従業員のなした商品先物取引の勧誘及び一連の取引が違法であるなどと主張して、①被告Y1に対しては不法行為に基づく損害賠償請求権として、②被告会社に対しては、被告会社自体の不法行為に基づく損害賠償請求権ないし被告Y1ら従業員の不法行為についての使用者責任に基づく損害賠償請求権として、一連の商品先物取引によって蒙った損失額506万5600円、精神的損害50万円及び弁護士費用55万円の損害額合計611万5600円及びこれに対する上記商品先物取引終了日である平成17年8月29日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金の支払いをそれぞれ求めた事案	◆適合性原則違反、新規委託者保護義務違反は否定したが、本件取引以前に商品先物取引の経験がなかった原告が、複雑で錯綜していて、高度に各種の取引手法を駆使している本件取引の具体的内容を適正に理解し、委託手数料をも踏まえた損益状況を的確に把握していたなどは推認することが出来ないなどとして、説明義務違反、実質の一任売買、無意味な反復売買及び両建ての勧誘、断定的判断の提供を肯定した事例(過失相殺3割) ◆勧誘から取引の途中まで関与した被告会社外務員について、同外務員が担当した取引に係る不法行為の結果として以後の取引が継続されたものであるから、全取引に起因する損害全体との間に相当因果関係が存在するとした事例	商品先物	否	
48	平成22年 3月30日 東京地裁 平20 (ワ)31082号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告の担当者が原告に対し、知識、経験、理解力の不足に乗じて断定的な判断を提供し、大量の信用取引を進め、原告がその母から相続した資産のほとんどを投入させ、その半分以上を失わせたと主張して、原告が、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等を内容とする不法行為に基づき損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の学歴、経営コンサルタント業務を営む会社の代表取締役としての経歴、過去の信用取引の経験等から、被告の担当者に原告の主張する義務違反があったとはいえないとして、原告の請求を棄却した事例	信用取引	否	
49	平成22年 3月30日 東京地裁 平21 (ワ)2623号	損害賠償請求事件	◆本件破産者が勤務先の訴外会社から横領した金員を商品取引員である被告らに委託して行った商品先物取引(本件取引)において損失を被ったことについて、本件破産者の破産管財人である原告が、被告らに対し、本件取引において、被告らに適合性原則を遵守すべき注意義務及び不正資金流入防止措置を講ずべき注意義務に違反した過失があったとして、不法行為又は使用者責任に基づき、被告らに対し、損害賠償を請求した事案	◆原告が主張する不正資金流入防止措置を講ずべき注意義務を根拠付ける法令等の規定は見当たらず、被告らが、適合性原則を遵守すべき注意義務に違反したと認めることもできないとして、原告の請求を棄却した事例	商品先物	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
50	平成22年 3月30日 大阪地裁 平19 (ワ)8574号	売買代金請求事件、損害賠償請求反訴事件、損害賠償請求事件	◆被告会社が、原告に対し、両者間で仕組債の売買契約が成立したとして、売買残代金4272万2741円(仕組債の券面額5000万円に原告のMRF及び預り金合計727万7259円を充当した後の残額)並びにこれに対する買付約定書記載の支払期限の翌日である平成19年4月18日から支払済みまで商法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求め(本訴)、これに対し、原告が、上記売買契約の成立及び効力を争うとともに、その勧誘が適合性の原則に著しく反するなどとして、被告会社に対しては使用者責任又は債務不履行に基づき、被告会社の従業員である第3事件被告らに対しては共同不法行為に基づき、連帯して損害賠償金1155万6258円(①上記充当額のうち仕組債の利子を除く50万6258円、②慰謝料1000万円、③弁護士費用105万円)及びうち1105万円(②、③)に対する不法行為の日である平成19年3月22日から、うち50万6258円(①)に対する最後の充当日である平成21年12月3日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた(反訴・第3事件)事案	◆本件仕組債(FXリターン債)は、為替相場の変動によって、比較的短期間のうちに高い利回りを得る可能性が存する一方で、途中解約できないため最長30年間拘束され、これを回避するために途中売却をしても大幅に元本を毀損するリスクが存するものであるとした上で、原告がREITや外国株を投資対象とする投資信託に投資してきた投資経験などに照らすと、本件仕組債の勧誘行為が適合性の原則から著しく逸脱するとはいえないが、本件説明資料や説明の方法・程度では、原告に本件仕組債のリスクを理解させるには不十分であり、本件担当者は説明義務違反による不法行為責任を負った事例 ◆原告は本件仕組債のリスクを認識せず、本件担当者の誤導的な言辞により、元本毀損リスクなしに年15パーセントの利回りを期待できると誤信したと認められ、この誤信は単なる内心の動機に止まらず本件仕組債購入の意思表示の内容になっていると認められるから、民法95条の要素の錯誤に当たるとした事例	仕組債	否	
51	平成22年 3月29日 東京地裁 平20 (ワ)26005号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告を通じて他社株式転換特約付社債を購入したところ、転換対象株式の株価が予め設定されていた価格よりも下落し、金銭ではなく転換対象株式で償還されることとなった結果、損失が生じたことから、原告が被告に対し、被告の外務員の勧誘が適合性原則に違反し、また、適切な説明の懈怠があったと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆他社株式転換特約付社債は非常にリスクの高い金融商品といえ、取引適合性の程度は高度なものが要求されるが、原告の投資経験や投資意向等を総合すれば、適合性原則からの著しい逸脱はなく、また、原告に対する説明義務も尽くされているとして不法行為の成立を否定し、請求を棄却した事例	EB債	否	
52	平成22年 3月26日 大阪地裁 平20 (ワ)3936号	不当利得金返還等請求事件	◆原告らが、被告から、2種類の私募債による債券を購入したところ、主的に、上記各債券が元本がゼロになる可能性のあるリスクの高い商品であるにもかかわらず、被告の担当者の説明によりリスクの少ない商品と誤信したとして、債券の売買契約の錯誤無効に基づく不当利得返還請求として、予備的に上記各債券の売買契約の際、被告の担当者に、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供による違法行為があったとして、不法行為(使用者責任)に基づく損害賠償請求として、購入額と回収額の差額等の支払を求めた事案	◆証券会社である被告の従業員が顧客である原告らに被告の発行した仕組債を勧誘して購入させたことについて、当該仕組債の内容が複雑で賭博性も高いこと、当該仕組債の購入が原告らの過去の取引経験に照らして適合性がないこと、当該仕組債についての被告の従業員の説明の内容が誤解を招くものであったことから、説明義務に違反し、不法行為が成立するとされた事例	仕組債	否	
53	平成22年 3月26日 東京地裁 平21 (ワ)2353号	貸金本訴請求事件、損害賠償等反訴請求事件	◆原告が、被告に対し、被告が原告との間で信用取引に関する契約を締結した上で、信用取引により、A株式及びB株式の買い付けをしたことにより、金員を貸し付ける旨の消費貸借契約が成立したなどと主張して、残元本の支払を求め(本訴)、これに対し、被告が原告に対し、係る信用取引に際して、原告の担当者が被告に対して適合性原則違反及び説明義務違反の違法な行為をしたなどとして、不法行為等に基づき損害賠償を請求(反訴)した事案	◆原告の担当者が被告に対して説明義務違反の違法な行為をしたことを認めるに足りる証拠はないとして反訴請求を棄却する一方で、本件信用取引契約においては株式会社東京証券取引所の受託契約準則に従うこととされているため、被告の買い付けについては、原告と被告との間において、その買付約定価額の全額に相当する金銭の消費貸借契約が成立することとなるとして本訴請求を認容した事例	信用取引	否	
54	平成22年 3月26日 東京地裁 平19 (ワ)33971号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告の従業員が原告に対し、株式の信用取引につき行った勧誘及び一連の取引が適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、実質的一任取引に当たるとして損害賠償の支払を求めた事案	◆原告が代表取締役として会社を経営するなど十分な社会経済上の知識、理解力、判断力がある。過去の株式取引の経験等から、被告の従業員に原告の主張する違法行為があったとはいえないとして、原告の請求を棄却した事例	信用取引	否	
55	平成22年 3月26日 東京地裁 平21 (ワ)34887号	損害賠償請求事件	◆訴外会社との間の匿名組合契約に基づいて出資をした原告が、そのほとんどが返金されなかったとして、訴外会社の従業員として原告を勧誘した被告Y1に対しては民法709条に基づき、訴外会社の取締役であった被告Y2及び被告Y3に対しては会社法429条に基づき、損害賠償として、各自1262万3864円及びこれに対する訴状送達の日翌日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆74歳の年金生活者であり、先物取引で損をしたことがある以外には投資経験のない原告に対し、リスクについて何の説明をすることもなく、本件ファンドへの出資を勧誘した行為は、適合性の原則及び説明義務に違反するとした事例	匿名組合契約	肯	主張なし
56	平成22年 3月25日 名古屋地裁 平19 (ワ)2381号	損害賠償請求事件	◆訴外株式会社を通じて商品先物取引を行っていた原告(原告は45歳。午前9時から午後9時まで工場のラインで勤務。年収500万円弱。投資信託の経験はあるが、商品先物取引の経験なし)が、同社の従業員であり、上記取引を担当していた被告の不法行為により、本件取引において約1年間の取引で約3016万円の損害を被ったとして、被告に対し、民法709条に基づいて、損害賠償を求めた事案	◆適合性原則違反、実質的一任売買、過当過度な取引(新規委託者保護義務違反含む)、両建の勧誘、無意味な反復売買、因果玉の放置、証拠金規制違反を認定した事例(過失相殺3割) ◆取引期間の途中(取引開始の約半年後)に支店長に着任し、取引の途中から関与した被告について、会社の組織的な営業形態を熟知していたなどとして、損害全体について責任を認めた事例	商品先物	肯	3割

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
57	平成22年 3月17日 東京高裁 平21 (ホ)5358号	損害賠償請求控訴事件	◆第1審原告が、商品取引所法上の商品取引員である第1審被告会社に委託して行った商品先物取引について、第1審被告会社の従業員らによる適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反等の違法な行為によって損害を被ったと主張して、第1審被告会社の従業員であるその余の第1審被告らに対しては共同不法行為に基づき、第1審被告会社に対しては使用者責任に基づいて、差引損金相当額及び弁護士費用等の連帯支払を求めた事案	◆7割の過失相殺をした原審に対し、被控訴人(1審被告)の適合性原則違反及び新規委託者保護義務違反の程度は著しく、その他控訴人(1審原告)の投資経験、知識、生活状況、本件取引の内容等を考慮すると、控訴人には、過失相殺上の過失は認められないとして、過失相殺なしに変更した事例	商品先物	肯	否定
58	平成22年 3月12日 東京地裁 平21 (フ)9522号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員から、未公開株式を購入させられた原告が、被告らの販売行為は適合性原則違反、説明義務違反、詐欺に当たるなどとして、被告会社の取締役らに損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の請求をほぼ全額認容した事例	未公開株式	肯	主張なし
59	平成22年 2月 8日 東京地裁 平20 (フ)14357号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員の勧誘により海外市場での商品先物を対象とするオプション取引を行った原告が、被告会社、その代表者及び従業員らを被告として、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供及び情報提供義務違反による不法行為に基づき損害賠償を求めた事案	◆原告には先物取引の経験があり、被告従業員らの説明に対しても質問をし、被告会社から送付されてきたウィークリーレポート等を自ら検討していたこと等の事実を認定した上で、原告が不適格者であるとはいえず、説明義務違反、断定的判断の提供及び情報提供義務違反も認められないとして、原告の請求を棄却した事例	海外商品先物	否	
60	平成22年 1月28日 千葉地裁 平20 (フ)2252号	損害賠償請求事件	◆被告会社との間で海外商品取引所の原油等に係る売買取引委託契約を締結し、被告会社に委託保証金を預託して原油の商品先物取引を行った原告が、被告会社、同社取締役、同代表取締役及び同社の担当者らに対し、損害賠償を求めた事案	◆本件においては、本件取引について、適合性原則違反、被告担当者の説明義務違反、被告担当者の新規委託者保護義務違反、被告担当者の両建の勧誘禁止義務違反、被告会社及び被告担当者の「向かい玉」に関する説明義務違反があるなど、上記一連の行為は全体として不法行為を構成するとして、当該取引の違法性を認めたと、被告担当者らと被告会社取締役の不法行為責任、同社代表取締役の不法行為責任ないし任務懈怠責任及び被告会社の使用者責任を認めて、原告の請求を認容した事例	海外商品先物	肯	否定
61	平成22年 1月26日 東京地裁 平18 (フ)5979号	差損金請求事件(本訴)、損害賠償反訴請求事件(反訴)	◆被告会社に委託して東京工業品取引所に上場されている金等の先物取引を行った原告(住職)が、被告会社の適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、無意味な反復売買、過当取引、一任売買、仕切拒否、情報提供義務違反等の違法行為により損害を被ったとして損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の主張する違法事由を排斥し、原告の請求を棄却した事例	海外商品先物	否	
62	平成22年 1月19日 東京地裁 平20 (フ)22911号	損害賠償請求事件	◆原告が、証券会社である被告に対し、被告の従業員による適合性の原則に違反する株式信用取引への勧誘、過当取引、説明義務違反、一任勧定取引、助言義務違反などの違法な取引によって損害を被ったと主張し、株式委託契約上の債務不履行又は不法行為に基づいて損害賠償を請求した事案	◆原告のいずれの主張も認めなかった事例	信用取引	否	
63	平成21年12月21日 東京地裁 平20 (フ)20048号	損害賠償請求事件	◆訴外T社と海外商品先物取引をして損害を被った原告が、T社は同社の職員である被告らをして、海外市場に取り次いでいないにもかかわらず、海外商品先物取引の外形を装って取引を勧誘し、また、その違法な勧誘をし、原告にT社との海外商品先物取引の取次委託契約をさせ、原告から委託保証金名下に金員を奪ったと主張して、被告らに対し、不法行為に基づき損害賠償を求めた事案	◆原告に対する勧誘を行っていた被告に関しては適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供の違法を認めたと一方、取締役であった被告に関しては監視義務違反があったとまでは認められないとされた事例	海外商品先物	肯	主張なし
64	平成21年12月21日 東京地裁 平18 (フ)20807号	損害賠償請求事件	◆被相続人が被告証券会社と生前にした証券取引により損害を被ったとして、相続人である原告らが、損害賠償請求をした事案	◆原告らが主張する被告の担当者による過当取引、適合性原則違反、説明義務違反及び無断売買の各違法行為はいずれも認められないとして請求を棄却した事例	証券取引	否	
65	平成21年12月21日 東京地裁 平20 (フ)7117号	損害賠償請求事件	◆原告が、S社の取締役であった被告らに対し、外国為替証拠金取引業者であったS社を通じての取引及び外国商品先物取引業者であったM社を通じての取引について、外務員の取引勧誘が違法であり、S社とM社は実質的には一体であったなどと主張して、会社法429条1項等に基づく損害賠償を請求した事案	◆原告が取引不適格者であって、取引勧誘が違法であると認めた上で、被告らはS社の取締役として、被告KはM社の実質的な経営者又は営業本部長の地位に基づき、外務員の顧客に対する勧誘が法令に適合しているか否かを監視・監督すべき義務があるのに、これを怠ったとして、原告の請求を認容した事例	外国為替証拠金取引	肯	主張なし
66	平成21年12月16日 東京地裁 平20 (フ)20292号	損害賠償請求事件	◆被告会社に委託して商品先物取引を行った原告が、被告会社及びその取締役に、被告会社の従業員らの行為が、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、一任売買及び仕切拒否により違法であり、被告取締役は自ら組織ぐるみで違法行為を行い、又は違法行為を防止する義務があるのにこれを怠ったとして、不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆被告取締役の責任については、証拠上、違法な取引が行われていることを知っていたとは認められないとして、これを否定したが、被告会社の責任については、原告の主張どおり被告会社の従業員らの違法行為を認め、1割の過失相殺をした上で、請求を一部認容した事例	商品先物	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
67	平成21年12月4日 東京地裁 平19(ワ)31336号	損害賠償請求事件	◆N社との間で外国為替証拠金取引を行った原告が、N社の従業員・取締役であった被告らに対し、当該取引において適合性原則違反等の違法があったと主張して、不法行為等に基づく損害賠償を請求した事案	◆当該取引について適合性原則違反、説明義務違反、一任取引、過当取引の違法を認め、N社の従業員であった被告らについて不法行為責任を肯定し、取締役であった被告らについて、従業員が違法な営業行為を行わないように監視し、その違法行為を未然に防止するための社内体制を整備すべき義務を怠ったなどとして、旧商法266条ノ3第1項の責任を肯定し、2割の過失相殺をした上で請求を一部認容した事例	外国為替証拠金取引	肯	2割
68	平成21年11月30日 東京地裁 平20(ワ)16717号	損害賠償等請求事件	◆商品先物取引の受託等を業とする被告会社に商品先物取引を委託した原告が、同被告会社の従業員である被告Y1及びY2の取引勧誘行為が原告に対する不法行為に該当するとして、被告らに対し、損害賠償の支払を求めた事案	◆適合性原則違反、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、実質的な一任売買禁止違反の違法を認めたが、2割の過失相殺も認めて、原告の請求を一部認容した事例	商品先物	肯	2割
69	平成21年11月17日 東京地裁 平20(ワ)34491号	損害賠償請求事件	◆被告との間で株式の現物取引や信用取引をしていた原告が、被告の従業員らから適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供による勧誘を受け、過当取引及び助言指導義務違反の取引を行った結果損失を受けたとして損害賠償請求をした事案	◆原告の経歴、投資経験、財務状況に照らすと、原告への信用取引の勧誘が適合性原則違反とはいえないし、担当者が断定的判断を提供したとか、一任売買が行われたともいえないとして、請求を棄却した事例	株式	否	
70	平成21年11月6日 東京地裁 平18(ワ)20887号	損害賠償請求事件	◆被告会社に委託して商品先物取引を行った原告が、被告らに対し、被告会社の担当者らによる取引の勧誘には、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等の違法行為があり、これにより損害を被ったと主張して、不法行為等に基づく損害賠償を請求した事案	◆当該取引の勧誘について、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反、迷惑執拗勧誘、説明義務違反、断定的判断の提供、無断・一任売買等の違法は認められないなどとして、請求を棄却した事例	商品先物	否	
71	平成21年10月26日 東京地裁 平20(ワ)153号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社の従業員であった被告Y1の勧誘により、海外の投資会社との間で同会社が出資金を運用する金融商品への出資を行う旨の匿名組合契約を締結して、出資金及び契約手続・管理サービス報酬として本件出資金等を支払ったことについて、被告Y1に対しては、適合性原則違反の不法行為に基づき、被告会社については、使用者責任に基づき、損害賠償等を求めた事案	◆原告は知的障害者であり、匿名組合契約型の複雑な取引を行う適格性がなかったとする原告の主張を容れ、本件出資金等の合計額から配当金の額を控除した限度で、原告の損害賠償請求を一部認容した事例	匿名組合契約	肯	否定
72	平成21年10月21日 東京地裁 平20(ワ)9749号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引における被告ないし被告従業員らの一連の行為が、不当勧誘、適合性原則違反、一任売買・無断取引、無意味な反復売買等客殺しの売買、過当取引、説明義務違反・指導助言義務違反、消費者契約法10条違反に該当するとして、原告が被告に対し、損害賠償を求めた事案	◆原告の主張を全て退け、請求を棄却した事例	商品先物	否	
73	平成21年10月21日 東京地裁 平19(ワ)13665号	損害賠償請求事件	◆投資信託等の取引を行っていた原告が、取引先の証券会社である被告に対し、被告の従業員が行った取引の勧誘行為等に適合性原則違反や説明義務違反等があると主張して、債務不履行に基づき、損害賠償を求めた事案	◆被告の従業員による勧誘が、原告の意向と実情に反した明らかに過大な危険を伴う取引への勧誘に該当するとはいえず、また、被告の従業員には、違法と評価されるべき説明義務違反があったと認めることはできないなどとして、原告の請求を全部棄却した事例	投資信託	否	
74	平成21年10月6日 東京地裁 平20(ワ)1021号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告に委託して行った、米国公設商品取引所に上場される先物オプション取引(本件取引)において、原告自身、本件取引当時、認知症に罹患していた投資不適格者であったにもかかわらず、被告の従業員において投資を勧誘し、不十分な説明・資力確認の下に本件取引を行わせ、その結果、多額の損害を被らせたと主張して、被告に対し、債務不履行又は使用者責任に基づき損害賠償を求めた事案	◆本件取引当時、原告の認知症の程度は軽度であって、適合性原則違反が基礎付けられるとは認められず、原告の主張する説明義務違反及び資産確認義務違反も認められないとして、原告の請求を全部棄却した事例	海外商品先物オプション	否	
75	平成21年10月6日 東京地裁 平20(ワ)18841号	損害賠償請求事件	◆被告会社に委託して商品先物取引を行った原告が、被告らに対し、被告会社の従業員である被告らによる適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等の違法な行為によって損害を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆断定的判断の提供及び誤認のおそれのある事実の告知、説明義務違反ないし情報提供義務違反、一任売買、過当頻繁売買及び無意味な特定売買の主張は認めなかったものの、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反を認め、原告の損失を損害とし、これに7割の過失相殺をして、請求を一部認容した事例	商品先物	肯	7割
76	平成21年9月29日 東京地裁 平20(ワ)16182号	株券引渡等本訴請求事件、差損金反訴請求事件	◆被告に委託して東京工業品取引所において金及び白金の商品先物取引を行った原告が、被告に預託した本件株券の返還を求めるとともに、上記取引には適合性原則違反、説明義務違反等があるなどとして、不法行為に基づく損害賠償を請求し(本訴)、他方、被告が、原告に対し、上記取引によって発生した差損金の支払を請求した(反訴)事案	◆原告の年齢、経歴、収入及び保有している資産に加えて、長年、証券会社との間で現物取引のみならず投資信託、EB債等の取引の経験等に照らすと、原告が商品先物取引を行うことが適合性原則違反になるものではなく、原告は被告の外務員から具体的な例を挙げて商品先物取引の仕組みやリスク等について説明を受けるなどしており、被告に説明義務違反はないなどとして本訴請求を棄却し、被告主張の差損金支払義務は認められるとして反訴請求を認容した事例	商品先物	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
77	平成21年9月25日 東京地裁 平20(ワ)6165号	損害賠償請求事件	◆原告は、被告との間で、商品先物取引に係わる委託契約を締結したが、被告には、迷惑勧誘、適合性の原則違反、新規委託者保護義務違反、無断・一任売買、説明義務違反、特定売買、仕切拒否の違法があり、それにより901万0690円の損害を被ったとして、被告に対し損害の賠償を求めた事案	◆被告の営業担当者らが、原告の勤務時間中に勤務先に電話をかけたり訪問したりして取引の勧誘をし、不当勧誘により、それまでハイリスクの取引とは無縁であり、先物取引の知識経験のなかった原告を誘い込み、原告の申告した収入資産の状況等に照らしても多すぎる回数、金額、内容の取引を勧誘し、多額の損失を被らせ、多額の手数料収入を得たものと認定するなど被告担当者らの一連の行為につき、原告に対する不法行為を構成すると判断し、2割の過失相殺を認定し、請求を一部認容した事例	商品先物	否	
78	平成21年9月15日 東京地裁 平19(ワ)1634号	損害賠償請求事件(本訴)、差損金請求事件(反訴)	◆被告に委託して商品先物取引を行った原告が、取引には適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、一任売買、両建勧誘、無意味な売買の反復、資力を越えた取引の拡大、仕切拒否・回避の違法があるなどとして、不法行為等に基づく損害賠償を請求した本訴と、被告が委託契約に基づく差損金の支払を求めた反訴の事案	◆断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、両建勧誘、無意味な売買の反復、資力を越えた取引の拡大の違法を認め、取引上の損失から差損金を差し引いた額を損害とし、7割の過失相殺をして、本訴請求を一部認容し、被告の差損金請求を信義則に反し許されないと、反訴請求を棄却した事例	商品先物	否	
79	平成21年9月8日 東京地裁 平19(ワ)1954号	損害賠償請求事件	◆被告会社に委託して商品先物取引を行った原告が、被告らに対し、その取引には適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、両建玉勧誘、過度の取引、仕切り拒否・回避等の違法事由があるなどとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、両建玉勧誘、過度の取引等の違法事由は否定したものの、被告従業員らが共同して仕切り拒否及び回避をしたことを認め、仕切りをしていた場合の返金額に7割の過失相殺をして、請求を一部認容した事例	商品先物	否	
80	平成21年8月26日 東京地裁 平19(ワ)13527号	差損金請求事件	◆証券会社である原告が、原告に口座を開設していた被告に対し、信用取引損金及び遅延損害金の支払を求めた事案	◆被告は、本件口座開設契約の契約者は訴外甲であると主張したが、被告は、甲に利用させるために被告名義で証券総合取引口座及び信用取引口座を開設し、インターネットを利用して信用取引を行うためにID番号及びパスワードを甲に教えており、被告が甲に対して被告名義で信用取引を行う代理権を包括的に授与したといえ、被告の主張は採用できないとした事例 ◆被告自身が信用取引をすることを前提とした返答をし、本件口座で信用取引を行うのが別人の甲であることをうかがわせるような発言を全くなかったことなどから、原告が、「被告は本件口座を甲に名義を貸しただけである」などと認識することは不可能であるとして、民法93条但書の適用ないし類推適用を否定した事例 ◆被告側から自発的に信用取引の申込がなされたこと、自ら記入した証券総合取引申込書にも、被告の有する金融資産を5000万円以下であるとし、余裕資金をもって投資するとしているなどから、本件取引が公序良俗に違反する過大なものとはいえないとした事例 ◆原告の本人確認義務、説明義務、取引適合性確認義務はないとした事例	信用取引	否	
81	平成21年7月29日 東京地裁 平18(ワ)11201号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引業者である会社を通じて商品先物取引を行っていた原告が、同取引において会社の被用者らによる勧誘等につき会社ぐるみでの違法があったとして、会社の役員及び従業員である被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆適合性原則違反、説明義務違反、無断取引の主張は認めなかったが、新規委託者に対する配慮義務違反は認め、その損害額は700万円としたが、原告は本件訴訟中に訴外会社と和解しており、800万円を受領したものと認められ、これは訴外会社の原告に対する上記損害賠償債務の弁済に充当されるべきであり、解決金の支払いにより遅延損害金を含めてすべて弁済されたとして、請求を棄却した事例	商品先物	否	
82	平成21年7月29日 東京地裁 平20(ワ)36747号	差損金請求事件	◆証券会社である原告が、日経225の平均株価を指標とする先物取引の口座開設をインターネット経由で原告に申し込み、ホームページ及び原告担当者の電話による質問について取引内容を理解した旨の回答をした上、同口座においてインターネットを通じて先物取引を行った被告に対し、取引約定に基づき、取引の結果生じた差損金の支払を求めた事案	◆被告の原告に対する適合性原則違反、説明義務違反、不法提訴等に基づく、損害賠償請求権を自動債権とする相殺の抗弁をいずれも排斥し、請求の全額を認容した事例	指数先物	否	
83	平成21年7月10日 東京地裁 平19(ワ)35295号	損害賠償請求事件	◆被告の媒介によりドイツ銀行との間の為替予約取引を行った原告会社及び代表者が、従来の関連取引と異なる金利スワップ取引が行われたことにより損害を受けたとして、適合性原則違反や説明義務違反による損害賠償請求や慰謝料請求をした事案	◆原告は為替差損を少なくすることだけを目的として為替予約をしたのではないことや、原告らの属性や能力などに照らして原告会社に取引の適合性がなかったとはいえないし、説明義務違反の点については適格な主張がないなどとして、請求を全部棄却した事例	為替予約	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
84	平成21年 7月 8日 東京地裁 平19 (ワ)17144号	損害賠償請求事件	◆被告に商品先物取引を委託したBの相続人である原告らが、商品先物取引業者である被告に対し、被告の従業員の違法行為によりBが損害を被ったなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告の従業員について、適合性原則違反のほか、新規委託者保護義務違反、断定的判断の提供、仕切りの拒否や回避があったことを認めて、被告の使用者責任を肯定し、委託証拠金から返戻金を控除した額と弁護士費用相当額を損害と認めて、請求を一部認容した事例	商品先物	肯	否定
85	平成21年 6月 4日 東京地裁 平19 (ワ)23569号	立替金請求事件	◆被告らとの間で信用取引契約を締結して信用取引を行った証券会社である原告が、決済損失金を請求したところ、被告らが信用取引は訴外弁護士に依頼されて名義を貸したものにすぎないなどとして、契約の不成立、心裡留保、詐欺、無権代理、公序良俗違反等による契約の無効・取消しを主張した事案	◆被告らは、訴外弁護士のため契約等の名義人となることを承諾して契約の申込みをし、原告からの取引適合性等の確認の際にも、訴外弁護士らの指示に基づいて虚偽の回答をするなどしているから、契約につき申込みと承諾という意思表示の合致は認められるとした上、心裡留保や詐欺等の意思表示の瑕疵も認められないとして、抗弁を全部排斥して請求を認容した事例	信用取引	否	
86	平成21年 5月29日 東京地裁 平17 (ワ)22489号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社の従業員や取締役であるその他の被告らから勧誘を受けるなどして商品先物取引を行ったことにつき、原告がうつ病に罹患しているのに勧誘した行為は適合性原則に違反するもので不法行為に当たり、また被告会社従業員らや取締役は説明義務違反、断定的判断提供、新規委託者保護義務違反、実質的一任売買、仕切回避ないし仕切拒否を行ったものであり、これら一連の行為が不法行為に当たると主張して、被告らに対し、損害賠償の支払を求めた事案	◆関与を認めるに足りる証拠がない人の被告を除いて、原告の請求を一部認容した事例	商品先物	否	
87	平成21年 5月21日 大阪地裁 平18 (ワ)10516号	損害賠償請求事件	◆破産した訴外会社に対して商品先物取引委託をしていた原告が、同社の取締役らに対して、違法な勧誘等により損害を被ったとして、損害賠償を請求した事案	◆本件取引の内容を全体としてみれば、受託者自らの手数料収入を図るため、過大な商品先物取引の勧誘・受託をして委託者の保護に欠けたものであって、取引全体において金融商品取引法の適合性の原則に違反する違法な勧誘が行われたとして、取締役等に対する損害賠償責任を認めた上で、約5割の過失相殺をして、請求を一部認容した事例	商品先物	肯	5割
88	平成21年 4月27日 東京地裁 平19 (ワ)20183号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告に証券売買委託取引口座を開設した原告らが、被告担当者による違法な勧誘行為等により損害を被ったと主張し、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆被告に適合性の原則に違反した勧誘があったか及び説明義務違反があったか、並びに売り付け時期の一任があったか否かが争点となったが、証券会社の担当者が適合性の原則から著しく逸脱した勧誘をしたときは、当該行為は違法となり、著しく逸脱した勧誘をしたか否かは、当該商品の具体的な特性を踏まえ、顧客の投資経験、証券取引の知識、投資意向、財産状況等の諸要素を総合的に考慮して判断すべきであることを前提に、原告らの投資意向に反するものではないこと等から適合性の原則に違反した勧誘はなかったと認定するなどし、請求を棄却した事例	証券取引	否	
89	平成21年 3月31日 東京地裁 平19 (ワ)27022号	商品先物取引仕切差損金等本訴請求事件、差損金等請求反訴請求事件	◆商品先物取引の委託注文を受託することを業とする原告が、委託注文者である被告に対し、売付・買付注文のそれぞれにつき、原告が定めた料率による委託手数料を請求したのに対し(本訴)、被告が、反訴として、原告に対して不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆本訴において、一部追加支払義務を否定した他これを認容し、反訴については、適合性原則違反や説明義務違反があったとは言えないとして棄却した事例	商品先物	否	
90	平成21年 3月27日 神戸地裁 平19 (ワ)2712号	損害賠償請求事件	◆被告に委託して商品先物取引を行った原告が、被告に適合性原則違反、説明義務違反、新規委託者保護育成義務違反等の不法行為があるとして、被告に対し、使用者責任又は債務不履行責任に基づき、損害金等の支払を求めた事案	◆被告外務員らは、先物取引の適合性を欠く原告に対し、勧誘目的を告知せずにつき、原告の拒絶にもかかわらず勧誘を行った上、説明義務、新規委託者保護規定に違反する勧誘をし、さらに他人名義の取引を勧めるなど原告の意思に反して過大な取引をさせ、結果的に原告に多大な損害を与えたものであって、被告外務員らの行為は全体として違法であり、不法行為を構成するとして、被告の使用者責任を認定する一方、原告の過失割合を2割と認定した事例	商品先物	肯	2割
91	平成21年 3月24日 東京地裁 平19 (ワ)11952号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告の従業員による取引勧誘に基づいて株式の売却を行っていた原告が、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、事実上の一任勘定などの違法があったとして、被告に損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の主張を排斥して、請求を棄却した事例	株式	否	
92	平成21年 3月11日 東京地裁 平19 (ワ)13414号	損害賠償請求事件	◆被告との間で「ロコ・ロンドン貴金属取引」と称する先物取引を行った原告が、被告に対し、同取引について、被告による断定的判断の提供、投機性の説明の欠如(不利益事実の不告知)、適合性原則違反、公序良俗違反等があったなどと主張し、消費者契約法4条に基づく売買委託契約の取消し及び不法行為又は債務不履行を理由に、預託金の返還、弁護士費用及び慰謝料の支払を求めた事案	◆同取引には、消費者契約法4条所定の取消事由は認められないものの、説明義務違反及び一任売買の違法があるなどとして、被告に不法行為責任を認めた上で、5割の過失相殺をし、原告の請求を一部認容した事例	商品先物	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
93	平成21年 3月 4日 大阪地裁 平17(ワ)10756号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告を通じて東証一部上場株式等の取引を行った原告が、被告の従業員による同取引の勧誘行為等に適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反及び過当取引の違法があり、それにより損害を被ったと主張して、損害賠償等を求めた事案	◆東証一部上場株式の取引につき、被告の従業員には、原告に対する指導、助言を行う義務が信義則上存在するにもかかわらず、同人はこの義務を怠って同取引の勧誘を行ったのであるから、同人の行為は適合性の原則から著しく逸脱したものであって違法であるとして、損害賠償責任を認めた上で、損害につき7割の過失相殺を認め、請求を一部認容した事例	株式	肯	7割
94	平成21年 2月23日 東京地裁 平18(ワ)28097号	損害賠償請求事件	◆被告(証券会社)において株式等の有価証券の取引をした原告が、被告は取引に係る契約において適合性原則遵守義務や説明義務等に違反したとして、被告に対し、損害賠償を求めた事案	◆適合性原則遵守義務や説明義務の違反は認められないものの、取引の途中で株価が急落し始め、原告から自宅マンションのローンが残っていることを聞いた後は、被告担当者には本件取引を終了させるように助言し、原告の損失拡大を防止すべき契約上の付随義務が生じていたのに、これを怠った債務不履行があるとして、それと因果関係のある損害に限って、請求を認容した事例	株式	否	
95	平成21年 2月10日 広島地裁 平19(ワ)638号	損害賠償請求事件	◆原告は、商品取引員である被告との間で商品先物取引の委託契約を締結して金、白金及びパラジウムの先物取引を行ったところ、損失を被り、被告から差損金の支払を請求されて、被告との間で平成18年1月16日に同損失の未精算金についての債務承認弁済契約を締結し、同契約に関する公正証書を作成したが、本件取引における被告従業員らの取引勧誘には適合性原則、新規委託者保護義務及び説明義務の各違反等の違法があり、本件取引は勧誘段階から終了に至るまでが一体として被告自身の不法行為を構成する、又は、被告は被告従業員の不法行為について使用者責任を負うとして、被告に対し、①不法行為に基づく損害賠償金2058万3255円及びこれに対する本件取引終了日である平成17年12月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払、②本件弁済契約は錯誤により無効であり、被告は、原告が同契約に基づいて支払った金員を法律上の原因なく利得したとして、不当利得に基づき、同金員の一部である96万円及びこれに対する被告への本訴状送達日の翌日である平成19年5月2日から支払済みまで民法704条所定の年5分の割合による法定利息の支払、③本件弁済契約に基づく原告の被告に対する債務の不存在確認、④本件公正証書の執行力の排除を求めた事案	◆適合性原則違反、説明義務・理解確認義務違反、断定的利益判断の提供・利益を過度に強調しない注意義務違反、過当取引、実質一任売買の主張を否定したが、新規委託者保護義務違反、両建回避義務違反を肯定した事例(過失相殺4割) ◆原告が取引口座開設申込書で投資可能金額を4500万円と申告し、その後6000万円へ増額を申し出たが、増額の際被告の受託業務管理規則に定める受託額制限解除の慎重な手続や申出書記載の原告預金高について調査がなされた形跡もないことなどから増額手続は新規委託者保護措置の趣旨に適合せず、被告が原告から1500万円を超える1740万円の委託証拠金の預託を受けて取引を行ったことは新規委託者保護義務に違反するとして事例 ◆未払差損金の債務弁済契約について錯誤無効を認め、同契約に関する公正証書の執行力を否定した事例	商品先物	否	
96	平成21年 1月28日 東京地裁 平18(ワ)4832号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告会社に開設した証券取引口座において株式等の現物取引及び信用取引を行った原告が、被告会社の社員らの、①適合性原則違反、②説明義務違反、③無断取引、④過当取引などの違法な行為によって損害を被ったとして、被告会社並びにその社員であった被告甲らに対し、不法行為又は債務不履行に基づき損害賠償請求した事案	◆①原告が現物取引に関して知識、経験等を重ねてきた人物であることなどから、本件取引に関しても適合性に欠ける場所があったとはいえず、②原告は本件取引に先立ち25年余りの長期間にわたり現物取引を行い知識、経験等を重ねてきたのであるから、本件取引について説明義務違反があったとはいえず、③本件事実を総合すれば、本件取引が無断売買あるいは実質的な一任売買であって違法又は無効なものであることはできないとし、④取引の過当性の有無を判断するにあたっては、当該投資家の知識、経験等も考慮して総合的に判断されるべきところ、原告は長期間にわたり積極的かつ多角的に証券投資を行い、知識、経験等を重ねてきた人物であると評せざるを得ないことから、数値の上から単純に取引の過当性を肯定することは早計であるなどとして、請求を棄却した事例	株式	否	
97	平成21年 1月27日 東京地裁 平20(ワ)311号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引を行った結果、多額の損失を受けた原告が、被告の担当者に不適格者に対する勧誘、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、実質的一任売買、過度な売買取引、断定的判断の提供及び両建の勧誘があったとして、使用者責任に基づき損害賠償を求めた事案	◆原告の職業や商品先物取引の経歴からみると、原告が躁うつ病で通院中であつたからといって、適合性原則違反があるとはいえないなどとして、請求を全部棄却した事例	商品先物	否	
98	平成21年 1月26日 東京地裁 平19(ワ)17418号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引を被告に委託してその取引により損失を被った原告が、被告に対し、上記取引における被告の取引勧誘から取引終了までの一連の行為全体が違法であるとして、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反などの不法行為又は債務不履行に基づき、損害金の支払を求めた事案	◆すでに成立した和解により原被告間の債権債務関係は消滅した(原告は、和解に先立って、本件取引に関し2回も弁護士の法律相談を受けており、その結果、法的手続を採った場合の利点と欠点を知っていたものと認められ、それにもかかわらず、法的手続を採るよりもむしろ100万円の支払を受けて和解することを決意し、被告がこれに応じて和解が締結されたのであり、原告主張の錯誤は存在せず、公序良俗に反すると認める具体的事実もない)として、請求を棄却した事例	商品先物	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
99	平成21年1月23日 東京地裁 平20(ワ)16667号	損害賠償請求事件	◆証券会社である原告は、被告から申込みを受けて、インターネットによる株式の取引をするための被告名義の信用取引口座を開設し、被告は、知人から紹介された弁護士をして当該被告名義の信用取引口座を利用した株式の信用取引を行わせていたところ、当該弁護士は違法な相場操縦行為を行い、これに失敗して多額の決済損金が発生したため、原告が被告に対し、信用取引により発生した未精算金の請求をした事案	◆オンライントレードでは原告が申込者に直接面談して説明する義務はなく、取引適合性確認義務も原告による勧誘行為がないから前提を欠き、オンライントレードにおける個々の取引が顧客の判断で行われる以上取引開始後の原告の監視義務や適切助言義務も認められないとして、これらの義務違反を理由とする民法93条ただし書や過失相殺の類推適用を否定し、契約及び取引の効果が被告に帰属することを認め、原告の請求を全部認容した事例	信用取引	否	
100	平成21年1月22日 東京地裁 平19(ワ)10347号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告を通じて商品先物取引を行った原告が、被告の従業員の不当な勧誘を受けて違法な取引をさせられ、損害を受けたとして、被告に対して主位的に使用者責任に基づき、予備的に債務不履行に基づき、損害賠償請求をした事案	◆顧客の意向と実情に反して明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著しく逸脱した証券取引の勧誘をして行わせたときは、債務不履行ないし不法行為が成立すると解されるところ、本件においては原告に対する債務不履行もしくは不法行為を成立させるものは認められないとして請求を棄却した事例	商品先物	否	
101	平成21年1月16日 東京地裁 平19(ワ)16665号	損害賠償請求事件	◆証券会社である原告は、被告から申込みを受けて、株式のインターネットによる取引をするための被告名義の信用取引口座を開設し、被告は、知人から紹介された弁護士をして当該被告名義の信用取引口座を利用した株式の信用取引を行わせていたところ、当該弁護士は違法な相場操縦行為を行い、これに失敗して多額の決済損金が発生したため、原告が被告に対し、債務不履行に基づく損害賠償として決済損金の一部を請求した事案	◆証券会社の説明義務及び取引適合性確認義務は他人に口座を利用させる目的で欺罔行為をした者を保護するためのものではなく、申込み自体は被告本人がしている以上、本人確認義務違反も問題にならない等として、被告による契約の不成立、効果意思の不存在、詐欺取消し、無権代理又は権利濫用、公序良俗違反、過失相殺等の主張のいずれも排斥し、原告の請求を全部認容した事例	信用取引	否	
102	平成20年12月26日 東京地裁 平19(ワ)34239号	損害賠償請求事件(本訴)、損害賠償請求反訴事件(反訴)	◆金の先物取引を委託した原告が、被告の不当勧誘規制違反、新規委託者保護義務違反、適合性原則違反等により被告の勧誘から取引の終了までの一連の行為が不法行為に該当するとして被告に証拠金として預託した金地金の価格相当の損害賠償を請求した事案(本訴) ◆本訴原告被告間の委託契約に基づき、本件取引により発生した差損金のうち証拠金を超える部分の支払いを請求した事案(反訴)	◆被告の勧誘態様が通常の営業活動の範囲を超えたものとはいえず、原告は先物取引の危険性について知識を有しており、その知識、経験及び財産の状況に照らし、先物取引することに適合性がない顧客であるとはいえないなどとして不法行為の成立を否定し、請求を棄却した事例 ◆本訴原告が商品取引所の商品市場に上場されている取引を被告に委託して行う旨の契約をしたこと、本件取引により差損金が発生していること、本訴被告が上記支払を催告したことが認められるとして請求を認めた事例	商品先物	否	
103	平成20年12月15日 東京地裁 平19(ワ)27213号	損害賠償請求事件	◆発行地がユーロ市場である米ドル建てのコーラブル逆フローター債(本件債券)を被告証券会社から購入した原告が、被告担当者らの違法な勧誘があったとして、損害賠償を請求した事案	◆その商品性自体から個人投資家には本質的になじまない商品であると認めることはできないとして、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等の違法行為に関する原告の主張をいずれも排斥した上で棄却された事例	仕組債	否	
104	平成20年12月5日 東京地裁 平19(ワ)17265号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引で約3000万円の損失を被った原告が、適合性の原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、その他の法令違反があったとして主位的に不法行為、予備的に債務不履行を理由とする損害賠償を求めた事案	◆本件は、予め相当の株式取引を有し、資産も一定程度保有していた原告が、自身の相場観を示した上で、投資による利益を獲得する目的の下、相当程度積極的に働きかけ、自分の意見も相当程度主張した上で行われた先物取引であるとして請求が認められなかった事例	商品先物	否	
105	平成20年12月1日 東京地裁 平18(ワ)29117号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告(証券会社)に対し、原告が被告に委託して行った信用取引につき被告の従業員に適合性原則違反及び過当取引の抑制義務違反等の行為があったことにより取引損害等を被ったとして損害賠償の支払を求めた事案	◆原告は、本件信用取引開始時において株式取引につき相当程度の知識・経験があり、本件信用取引を行うにつき十分な資産を有しており、自主的な意思決定に基づいて本件信用取引を行っていたと認められ、不法行為ないし債務不履行に当たると評価することはできないとして、請求が棄却された事例	信用取引	否	
106	平成20年11月25日 東京地裁 平20(ワ)2983号	損害賠償請求事件	◆原油・生糸等の商品先物取引をしていた原告が、委託先の被告に対し、被告担当者による適合性原則や新規委託者保護義務に違反する違法な勧誘がされたほか、実質的な一任売買や無意味な反復的売買が行われ、また、説明義務違反もあったなどとして、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告担当者が原告に取引の意味・効果等を十分説明しないまま手数料稼ぎの目的で全体として違法な取引勧誘を行ったとして被告の使用責任を認めたものの、原告にも売買状況の報告を受けながら何の疑問や異議を述べることなく経過させた落ち度があるとして5割の過失相殺をした事例	商品先物	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
107	平成20年11月21日 東京地裁 平18(ワ)14035号	不当利得返還等請求事件、反訴請求事件	◆原告が被告との間で締結したとされる金利交換取引契約について、原告が、無権代理、原告の錯誤又は被告の詐欺に基づく取り消しにより無効である、被告が金融商品等の販売等に関する法律3条の説明義務に違反した、被告従業員に信義則上の説明義務違反、適合性原則違反、不当な方法による勧誘又は私的独占及び公正取引の確保に関する法律19条違反があると主張し、被告に対し、原告が被告に対し上記契約に基づき支払った金員を不当利得としてその返還を求めるとともに、それに対する利息の支払を求め、金融商品等の販売等に関する法律4条及び5条に基づく損害の賠償とその遅延損害金、又は民法709条、715条に基づく損害の賠償とその遅延損害金を求めたのに対し(本訴)、被告が、反訴として、原告に対し、上記契約に基づき、利息の差額の支払を求めた事案	◆本訴は、上記契約は、無権代理により原告に効果が帰属せず、被告の悪意は認定できないとして、上記契約に基づき原告が支払った金員の返還請求につき認容したが、利息の支払については棄却し、その余の請求については損害が発生しないとして棄却し、反訴は、原告の債務不履行がないとして請求を棄却した事例	金利スワップ	否	
108	平成20年11月20日 東京地裁 平18(ワ)26617号	損害賠償請求事件	◆訴外会社との間で外国為替証拠金取引を行い損失を被った原告らが、同会社の取締役等である被告らに対し、この取引自体が賭博である、あるいは取引に際し適合性原則違反・説明義務違反・断定的判断の提供といった違法事由があるなどとして、共同不法行為又は取締役の第三者責任による損害賠償請求権に基づいて委託した保証金及び弁護士費用の一部を請求した事案	◆上記取引が賭博に当たるかはさておき、取引に際し訴外会社営業社員が原告らに対して行った説明は違法であり、取締役の地位にある被告らについては損害賠償義務があるが、客観的関連共同を裏付けるまでの証拠はなく共同不法行為は成立しないとしてその余の被告に対する請求は棄却した事例	外国為替証拠金取引	否	
109	平成20年11月5日 東京地裁 平18(ワ)19170号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品先物取引受託業者である被告に対し、商品先物取引の勧誘等に適合性原則違反等があったと主張して、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を請求した事案	◆適合性原則違反、説明義務違反・断定的判断の提供、一任売買、両建、差玉向い、仕切拒否の違法は認めなかったものの、新規委託者保護義務違反を認め、過失相殺を7割として、不法行為に基づく損害賠償を一部認容した事例	商品先物	否	
110	平成20年10月20日 東京地裁 平19(ワ)6936号	立替金等請求事件、損害賠償請求事件	◆商品先物取引の受託業者である原告が、顧客であった被告に対し、商品先物取引の売買差損金を立替払したと主張して、立替金等を請求し(本訴)、被告が、原告に対し、断定的判断の提供等があったと主張して、主位的に消費者契約法4条2項に基づく取消しによる不当利得返還、予備的に不法行為に基づく損害賠償を請求した(反訴)事案	◆消費者契約法上の取消権が発生していたとしても、追認可能な時点から6か月が経過しているとして取消権の消滅時効を認め、適合性原則違反、説明義務違反・助言指導義務違反、不当勧誘、断定的判断の提供等は認められないとして、反訴請求を棄却し、本訴請求を認容した事例	商品先物	否	
111	平成20年10月16日 東京地裁 平19(ワ)32364号	損害賠償請求事件	◆「100%の勝率」であるとして紹介されていた商材を被告Y1から購入した無職大学生である原告が、同商材に紹介されている被告Y2に取引口座を開設し、外国為替証拠金取引をしたところ損害を被ったとして賠償を求めた事案	◆被告Y1の説明は断定的判断を提供するものであるが、被告Y2はこの誘引行為を顧客獲得の手段としていたのであるから、誤った理解をしている者が申込をしている可能性があることを認識していたはずであり、それを前提により慎重な適合性審査をすべきであるのに、さしたる適合性審査もせず、取引を開始させたのであり、この顧客獲得行為自体が違法であるとし、5割の過失相殺をした上で請求を一部認容した事例	外国為替証拠金取引	肯	5割
112	平成20年9月29日 東京地裁 平18(ワ)22334号	損害賠償請求事件	◆被告に商品先物取引を委託した原告が、商品先物取引業者である被告に対し、商品先物取引の勧誘及び一連の取引が違法であり損害を被ったとして使用者責任又は債務不履行責任に基づく損害賠償を求めた事案	◆適合性原則違反等は否定したものの、被告には新規委託者保護義務違反、説明義務違反などが認められるとしつつ、自らの判断で危険性の高い取引に参加したこと、相場の変動に関する知識・経験を身につけていたと推認できることなどを考慮し、原告に5割の過失を認め、原告の請求を一部認容した事例	商品先物	否	
113	平成20年9月9日 東京地裁 平19(ワ)19390号	立替金請求事件	◆証券会社である原告が、信用取引口座を開設していた被告に対し、原告が立て替えた決済損失金の請求をしたところ、被告が適合性原則違反、説明義務違反を主張して、決済損失金の請求が権利濫用であると争った事案	◆証券会社による顧客の決済損失金の立替金請求が権利濫用となるかは、顧客の職業、年齢、健康状態、財産状況、取引に係る知識、投資経験、能力等を総合して、当該取引が顧客にとって適当な規模を超える適合性を有しているかや、投資の危険度に応じた説明義務が尽くされたかという実質的な観点から決すべきであるが、本件において適合性原則違反や説明義務違反があったとする事情はないとした事例	信用取引	否	
114	平成20年8月27日 東京地裁 平18(ワ)23546号	損害賠償請求事件	◆原告が商品先物取引受託業者である被告に対し、被告の適合性原則に反する違法勧誘、説明義務違反等の一連の違法行為により損害を被ったとして不法行為又は債務不履行に基づき損害賠償を求めた事案	◆原告が4年間にわたって株式取引の投資経験を有していたことや適合性の審査において被告の従業員に進んで商品先物取引の仕組み等を理解しているかのような受け答えをしたことなどからすれば適合性原則違反は認められないとしつつ、その他の違法行為については認めて原告の請求の一部を認容した事例	商品先物	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の 肯否	過失相殺 割合
115	平成20年 8月27日 大阪高裁 平19 (ホ)1609号	損害賠償請求 控訴事件	◆証券会社である被控訴人の社員の勧誘により株式の信用取引を行って損失を被った控訴人が、被控訴人に対し、適合性原則違反、無断売買、過当取引等があった旨主張して、債務不履行、不法行為に基づき損害賠償を請求したところ、原審は控訴人主張の違法行為をすべて否定して請求を棄却したことから、控訴人が控訴した事案	◆控訴人の経歴等、株式取引経験、被控訴人との証券取引の経過、取引の内容等についての認定事実によれば、適合性原則違反は認められないが、過当取引、指導助言義務違反の点において、被控訴人の従業員の勧誘行為等は違法であり、その違法は被控訴人の債務不履行ないし不法行為を構成するとして、被控訴人の損害賠償責任を認めたが、控訴人の学歴、年齢、職業、証券取引の経験年数等に照らすと、本件取引による損害の発生及び拡大については控訴人にも重大な落ち度があるとして、控訴人の過失割合を八割として過失相殺をした事例	信用取引	否	
116	平成20年 7月31日 東京地裁 平18 (ワ)17775号	損害賠償請求 事件	◆被告証券会社と株式の信用取引を行っていた原告が、被告従業員による取引勧誘、信用取引等に適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、過当取引、仕切拒否、無断売買の違法があり損害を受けたとして、使用者責任及び債務不履行に基づき損害賠償を求めた事案	◆原告には長く企業経理に携わった経験及び長期にわたる取引経験があることなどの事情から、原告の主張はいずれも認められないとして排斥し、その請求を棄却した事例	信用取引	否	
117	平成20年 7月25日 東京地裁 平19 (ワ)6711号	損害賠償請求 事件	◆被告会社の従業員に勧誘されて被告に先物取引を委託したものの損失を被った原告が、被告に対し、被告の先物取引には、適合性原則違反、断定的判断の提供、一任売買等の違法があると主張して、損失相当額及び弁護士費用の損害賠償を求めた事案	◆被告担当者が、先物取引の適格性を欠く原告に十分な説明をせず、一任を受けて取引を継続していたことは全体として違法であるとした上で、原告に取引経験があったことなどから過失相殺(5割)をして、請求が一部認容された事例	商品先物	肯	5割
118	平成20年 7月25日 東京地裁 平18 (ワ)29905号	貸金請求事 件	◆証券会社である原告会社において取締役Aが被告会社の代理人として口座を開設して行った取引について、原告会社が被告に対し、買付代金及び決済損金の清算金の支払を求めたところ、被告会社がAの代理権の存在を争い、また、Aに取引を行う適合性がなかったと主張した事案	◆Aは被告の代理人に選任されていたものと認定した上で、Aの年齢は72歳であり格別高齢ではなく、かつ、Aは信用取引について相当の知識・経験を有しており、適合性原則違反は認められないとして、請求が全部認容された事例	信用取引	否	
119	平成20年 7月11日 東京地裁 平18 (ワ)30号	損害賠償請求 事件	◆証券会社である被告に対し、被告従業員が行った勧誘及び取引について、適合性原則違反、説明義務違反、一任売買、手仕舞い申入拒否などの違法行為があったとして、不法行為(使用者責任)に基づく損害賠償請求をした事案	◆原告は株式売却や不動産取引の経験などもあり、適合性を有していなかったとは認められず、また被告従業員による詐欺的勧誘があったとも認められないなどとして、原告の主張するいずれの違法行為もなく被告従業員の行為が不法行為を構成するとはいえないとして、請求を棄却した事例	株式	否	
120	平成20年 6月30日 東京地裁 平18 (ワ)11057号	損害賠償請求 事件	◆商品先物取引をした年金生活者である原告に対し、被告従業員による違法行為があったとして損害金等を請求した事案	◆適合性原則違反、説明義務違反及び新規委託者保護義務違反が被告勧誘員にあったことによる不法行為の成立を肯定した上で、原告にも過失相殺4割を認めて損害賠償請求を一部認容した事例	商品先物	肯	4割
121	平成20年 6月27日 東京地裁 平18 (ワ)8165号	損害賠償請求 事件	◆商品先物取引会社である被告に委託して商品先物取引を行った原告が、被告に対し、被告従業員らによる不招請勧誘、適合性原則違反、一任売買、説明義務違反、新規委託者保護義務違反等が不法行為又は債務不履行に該当するとして損害賠償を請求した事案	◆不招請勧誘、適合性原則違反、一任売買及び説明義務違反の事実は認めなかったが、原告が過大な取引を行ったのは被告従業員らが新規委託者保護義務に違反した勧誘をしたためであるとして、被告の使用者責任を認めた上で、5割の過失相殺をして、請求を一部認容した事例	商品先物	否	
122	平成20年 6月19日 東京地裁 平19 (ワ)972号	損害賠償請求 事件	◆被告従業員の勧誘によって金の先物取引を行った原告が、適合性原則違反・説明義務違反・断定的判断の提供・一任売買等の違法行為のほか、仕切回避によって損害が生じたとして損害賠償請求をした事案	◆原告の株式取引の経験、従業員による商品説明の内容や時間に照らすと、適合性原則違反や説明義務違反があるとはいえないし、被告従業員が原告の意思に基づかない一任売買をしたとか、仕切を意図的に回避したという事情も認められないとして、請求を棄却した事例	商品先物	否	
123	平成20年 6月 3日 大阪高裁 平19 (ホ)2359号	損害賠償請求 控訴事件	◆医師免許を有している昭和13年生まれ的女性であり、それまで証券取引を経験したことがなかった原告が、被告証券会社の担当者の投資信託等の勧誘行為により投資商品を購入し、多額の損害を被ったとして、担当者の不法行為による使用者責任に基づき、被告証券会社に損害賠償請求をしたところ、原判決は担当者による適合性原則違反を否定しつつ、説明義務違反があったと判断して、被告証券会社の賠償責任を認めたものの、7割の過失相殺をしたことから、原告が控訴をした事案	◆担当者による勧誘行為について説明義務違反とともに適合性原則違反も認めた上で、過失相殺率を4割として、原判決を変更した事例	投資信託	肯	4割
124	平成20年 5月28日 東京地裁 平20 (ワ)14765号	差損金請求 事件	◆原告は証券会社であり、被告との間で信用取引を行ったところ、被告の行った取引によって損害を被ったとして、被告に対し差損金の支払を求めた事案	◆原告との間で信用取引を行ったのは被告であると認定し、かつ、被告の主張する心裡留保、第三者の詐欺による取り消し、説明義務違反、適合性確認義務違反、監視義務違反、公序良俗違反等をいずれも排斥して、請求を認容した事例	信用取引	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
125	平成20年 5月13日 東京地裁 平18 (ワ)13150号	損害賠償請求事件	◆被告を介して商品先物取引をした原告が、当該取引には適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、実質的一任売買、過当取引等の違法事由があり、それによって原告が損害を被ったとして、被告に対し損害賠償を求めた事案	◆原告が商品先物取引の不適格者であったとまではいえないが、被告には過度の取引を防止する注意義務があり被告はこれに違反したこと、本件について実質的一任売買及び過当取引があったことを認め、被告の行為の違法性を肯定した上で、原告の過失割合を2割と認定し、請求を一部認容した事例	商品先物	否	
126	平成20年 5月 9日 東京地裁 平19 (ワ)21206号	慰謝料等請求事件、慰謝料請求事件	◆原告が、被告らに対し、被告証券会社の従業員である被告Aが、株式取引をする意思のない原告に対し、株式について十分な説明をせず、かつ株式購入について検討の余地を与えない巧みな勧誘により、原告を誤信させて株式を購入させ、その後も原告に対して十分な情報を提供せず、原告に損害を生じさせたとして損害賠償を請求した事案	◆原告の経験ないし知識に照らし、適合性原則違反は認められないし、被告Aの勧誘に断定的判断の提供や説明義務違反の事実も認められず、損失回避義務も認められないとして、請求を棄却した事例	株式	否	
127	平成20年 4月11日 東京地裁 平19 (ワ)19286号	不当利得返還等請求事件	◆被告A社の役員である被告Bらから「貴方の血はドロドロになっています。」などと説明されて被告A社との間で高額な医療契約を締結し、また、被告C社の役員でもある被告Bらから中国の不動産に投資すれば確実に儲かると説明されて被告C社との間で投資契約を締結した原告が、被告Bらの説明は虚偽のものであるとして、被告らに対し、代金相当額の損害賠償を求めた事案	◆被告Bらは、医療契約を締結する必要のない原告を欺罔して契約を締結させたものであり、また、不動産投資の適合性を欠く原告に違法に不動産販売を行ったものであるとして、請求が全て認容された事例	不動産投資	肯	主張なし
128	平成20年 3月25日 東京地裁 平19 (ワ)93号	損害賠償請求事件、未精算損金請求事件	◆商品取引員である被告に委託して行った商品先物取引における被告従業員の不法行為により損害を被ったとして、被告に対し共同不法行為や使用者責任等に基づきその損害金の支払を求めた事案	◆適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反の不法行為は認められないけれども、過当頻繁売買、無意味な特定売買、一任売買については社会的相当性を欠く不法行為が認められるとし、原告の損害の拡大についての過失を七割として過失相殺して原告の請求の一部を認容するとともに、被告の原告に対する未清算の差損金請求についても一部認容した事例	商品先物	否	
129	平成20年 3月24日 東京地裁 平19 (ワ)2873号	損害賠償請求事件	◆海外商品先物取引に関する委託契約を被告との間で締結し、原油の取引を行っていた原告が、被告が新規委託者である原告に適合した取引を仲介しなかったため損害を受けたとして不法行為に基づき損害賠償請求をした事案	◆原告は高齢で先物取引の経験がなく、障害を持つ子の生活資金を原資としていたにもかかわらず、被告はその仕組みやリスクの説明を十分にしないで原告を勧誘し、以後も強引に取引の継続を勧誘して、原告に損害を生じさせたから、本件取引には適合性の原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、過当取引があり、全体として不法行為が成立するとして、原告の請求を全部認容した事例(過失相殺なし)	海外商品先物	肯	否定
130	平成20年 3月10日 東京地裁 平17 (ワ)21854号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品先物取引につき被告従業員による適合性原則違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反などの不法行為によって損害を被ったとして、不法行為又は債務不履行に基づき損害賠償を請求した事案	◆適合性原則違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、説明義務違反及び無断売買についての事実は認められないが、本件取引は一任売買として行われ、かつ被告は特定売買を手段として利用し、手数料の取得を目的とした無意味な売買を繰り返したものであるから全体として不法行為を構成するとして、精神的損害を除く請求につき、五割の過失相殺がされた上で認められた事例	商品先物	否	
131	平成20年 3月 3日 東京地裁 平17 (ワ)18835号	損害賠償等請求事件	◆被告に金等の商品先物取引を委託した原告が、被告の被用者による勧誘等の一連の行為に違法があったなどとして、被告に対し、債務不履行又は使用者責任に基づき損害賠償を求めた事案	◆原告の主張した適合性原則違反、不当勧誘、新規委託者保護義務違反、断定的判断の提供及び説明義務違反、手数料稼ぎ目的の違法行為の各責任原因がいずれも否定され、原告の請求が棄却された事例	商品先物	否	
132	平成20年 2月26日 札幌地裁 平18 (ワ)978号	損害賠償請求事件	◆被告会社に商品先物取引を委託した専業主婦である原告が、本件取引は適合性原則などに違反しており、そのために損害を被ったとして被告会社に対し不法行為に基づき損害賠償金の支払を請求した事案	◆投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることを証明できるものがあることを確認すべき義務は商品先物取引の適正な運営の基本となる適合性原則の実効性を確保するためのものであるから、被告会社がこの義務を怠ったことにより本件取引は全体として違法となり、被告会社は原告に対し損害賠償義務を負うたうえで、本件事情下では原告にも相当な落ち度があったとして過失割合を5割と認め、請求の一部を認容した事例	商品先物	否	
133	平成20年 2月25日 東京地裁 平18 (ワ)1336号	委託金返還請求事件、反訴請求事件	◆被告との間で商品先物取引委託取引を行っていた原告が、被告の勧誘に適合性原則違反・偽計勧誘・断定的判断の提供・説明義務違反等の違法があるとして不法行為による損害賠償を、消費者契約法ないし詐欺に基づく取消しによる不当利得返還請求等を選択的に請求したのに対し、被告が原告に対し、商品先物取引委託契約に基づき原告が負担するに至った差損金を反訴により請求した事案	◆取引における被告従業員の行為に違法があるとまではいえないし、取消事由も認められないとして本訴請求を棄却し、被告の差損金請求が信義則に反するものではないとして反訴請求を認容した事例	商品先物	否	
134	平成20年 2月25日 東京地裁 平18 (ワ)11679号	損害賠償請求事件	◆商品取引員である被告会社に委託して商品先物取引を行った原告が、被告従業員による適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供等があったと主張して、取引に抛出した金銭相当額等の賠償を求めた事案	◆原告は中国国籍の専業主婦であるが、日本語による説明を受ければ取引の仕組みを理解する能力を有しており、取引を行う適合性を欠いていたとは認められず、また、被告従業員による説明義務違反及び断定的判断の提供等の違法行為も認められないなどとして、請求が棄却された事例	商品先物	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
135	平成20年1月25日 東京地裁 平18(ワ)27340号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引について、被告会社及び従業員による適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護育成義務違反、過当取引、一任売買といった違法があると主張して、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告らには、先物取引の経験のない新規の委託者には、その資産、リスクの許容度等に応じて取引額を制限して不測の損害を被らせないようにする注意義務があるのに、多額の取引をさせるため資産額について内容虚偽の申出書を提出させて取引を行わせた行為は、新規委託者保護育成義務違反に当たり不法行為を構成するとされ、他方損害については五割の過失相殺がされた事例	商品先物	否	
136	平成20年1月24日 東京地裁 平16(ワ)23638号	損害賠償請求事件	◆原告の亡母Aが被告証券会社を通じて行なった投資信託等の取引について、被告の担当者が適合性原則や説明義務に反して勧誘して売買を行わせたものであり、また過当取引であるとして、被告に対してAの被った損失等について損害賠償を求めた事案	◆Aの取引経験その他の事情を検討し、被告の担当者による勧誘に適合性原則違反、説明義務違反があったとは認められず、また、過当取引であったとも認められないとして、原告の請求を棄却した事例	投資信託	否	
137	平成20年1月21日 東京地裁 平18(ワ)4665号	損害賠償請求事件	◆被告に委託して行った商品先物取引について、被告従業員らによる違法行為があり、不実の告知や不利益事実の不告知がされたことと主張して、債務不履行若しくは不法行為に基づく損害賠償又は消費者契約法四条に基づく不当利得を請求した事案	◆原告主張の適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、強引な勧誘、新規委託者保護義務違反、一任取引、仕切拒否・回避はいずれも認められず、特定売買比率・手数料化率についても違法な特定売買とはいえ、利益が得られる旨の言辞も単なるセールストークの範疇にとどまるものであって違法とはいえないとして、原告の請求を棄却された事例	商品先物	否	
138	平成19年12月26日 東京地裁 平18(ワ)18194号	損害賠償請求事件、同反訴請求事件	◆被告に委託した商品先物取引の結果損失を被った原告が、被告に対し、適合性原則違反、無断売買等の違法があると主張して、損害賠償等を求め(本訴)、被告が原告に対し、商品取引所に対して支払うべき損金の立替金の償還を求めた(反訴)事案	◆原告は自ら企業経営を行い十分な資力と理解力、判断力を有すると認められ適合性を欠くとは認められないなどとして原告の請求を棄却し、被告の請求の一部を認容した事例	商品先物	否	
139	平成19年12月20日 東京地裁 平18(ワ)15121号	損害賠償請求事件	◆海外商品先物取引を行なった原告が先物取引の仲介を行なった被告会社に対して適合性原則違反、被告従業員の断定的判断の提供等があったと主張して賠償請求した事案	◆先物取引の経験に乏しい原告に対して両建など顧客の保護にかける不公正な取引の勧誘があったとして被告会社の賠償責任を認め、一方原告が取引に関して理解できなかったとまでは言えず、書面ないし口頭で報告を受けていた事情を考慮して四割の過失相殺をした事例	海外商品先物	否	
140	平成19年12月13日 東京地裁 平18(ワ)11514号	損害賠償請求事件、差損金反訴請求事件	◆商品先物取引をした原告が、取引の違法事由を主張して被告らに損害賠償請求をした(本訴)のに対し、被告が未払の差損金の請求をした(反訴)事案	◆原告には従前株式取引の経歴はないが、原告は会社経営者であり、相応の流動資産を有していたのだから、取引が適合性原則に違反しているとはいえないし、被告が執拗な勧誘、リスクに関する説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、無意味な売買の反復、一任売買、仕切拒否といった違法事由を行ったとも認められないとして、本訴請求を棄却した上、差損金に係る反訴請求を認容した事例	商品先物	否	
141	平成19年11月30日 東京地裁 平17(ワ)2720号	損害賠償請求事件、同反訴事件	◆原告が外国為替証拠金取引業者である被告の従業員として勤務していた間に自ら外国為替証拠金取引を行ったが、同取引は公序良俗違反で無効であり、また適合性原則違反等があったとして、被告に不当利得返還請求及び損害賠償請求(本訴)、反対に被告が原告の顧客勧誘等が原因で使用者として顧客の損害を賠償せざるを得なくなったとして求償権に基づいて求償をした(反訴)事案	◆本件取引が賭博に当たるとはいえず、原告は被告の従業員として稼働していたこと等を理由として公序良俗違反や適合性原則違反等を認めず、また、原告が顧客に対してした無断取引の効果は顧客に帰属せず、損害が生じていないから、被告は使用者責任を負わないとして、原告・被告いずれの請求も棄却した事例	外国為替証拠金取引	否	
142	平成19年11月22日 東京地裁 平18(ワ)22221号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告との商品先物取引につき、被告従業員による適合性原則違反、不当な勧誘等の禁止違反、虚偽説明、誤解を生じさせる判断の提供、原告の了解を得ない一方的な手仕舞い、ノミ行為等といった不法行為により損害を被ったとして、被告に対し、使用者責任に基づき損害賠償を請求した事案	◆取引の勧誘や説明、手仕舞い等において、原告主張の違法行為を認めることはできないとして、原告の請求が棄却された事例	商品先物	否	
143	平成19年10月29日 東京地裁 平18(ワ)18102号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品取引員である被告に委託して行った商品先物取引における被告従業員の不法行為により損害を被ったとして、被告に対し、使用者責任に基づきその損害金を求めた事案	◆適合性原則違反、説明義務違反及び新規委託者保護義務違反の不法行為が認められるから、被告は使用者責任を負うものと認められるとし、原告の損害の発生についての過失を二割として過失相殺し、原告の請求の一部を認容した事例	商品先物	肯	2割
144	平成19年10月26日 東京地裁 平18(ワ)5623号	損害賠償請求事件	◆原告らの亡父が、被告会社との間で商品先物取引を行い、多額の損失を被ったことについて、本件取引の勧誘等にあたって、適合性原則違反、断定的判断の提供等の違法があったとして、原告らが被告会社とその従業員らに対して損害賠償を求めた事案	◆被告会社の従業員が原告らの亡父に対して先物取引の勧誘をすることは、適合性原則に違反し、違法であるとした上、その態様は悪質であるとして過失相殺をせず、損失の全額について損害賠償請求を認容した事例	商品先物	肯	否定

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
145	平成19年10月11日 東京地裁 平18(ワ)7113号	損害賠償請求事件	◆69歳の主婦であった原告が、被告との間で商品先物取引に関する委託契約を締結し、金の先物取引を行ったところ、損失を被ったとして、被告従業員に適合性原則違反、虚偽の事実の告知又は不利な事実の不告知、説明義務違反、委託者の保護に著しく欠ける行為等の違法があると主張して、被告に対し不法行為(使用者責任)に基づき損害賠償を請求した事案	◆原告が高齢者、主婦であること、先物取引に関する知識の乏しさ、財産状況等に鑑みると、原告は商品先物取引の不適格者に該当し、説明義務違反、告知義務違反、委託者保護義務違反等も認められるとされた上で、3割の限度で過失相殺を行った事例	商品先物	肯	3割
146	平成19年9月6日 東京地裁 平18(ワ)2469号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告との間で日経平均株価オプション取引(日経平均株価を使用して、権利行使日に権利行使価格で株式を売買する権利を売買する取引)を行った原告が、被告従業員の適合性原則違反ないし説明義務違反によって損害を被ったと主張して、被告に対し、不法行為(民法七五条)に基づき、払戻金額から受領金額を控除した差額及び弁護士費用の合計約八〇〇万円の賠償を求めた事案	◆原告が製菓業及び不動産業を営む会社の代表者であったこと、豊富な資金力を有していたこと、株式の取引経験もあったことなどを総合すると、原告が取引の適合性を欠いていたとはいえず、また、取引の仕組みやリスクに関しても十分な説明が行われていたなどとして、請求が棄却された事例	株価オプション	否	
147	平成19年8月27日 東京地裁 平17(ワ)27094号	不当利得返還等請求事件	◆A社との間で外国為替証拠金取引を行った原告が、取引は賭博のみ行為に該当し違法・無効であり、また、担当社員の勧誘行為に適合性原則違反等があったとして、A社の担当社員及び代表者らに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆本件取引は賭博のみ行為に該当せず公序良俗に反しないから違法・無効ではないとした上で、原告は81歳と高齢であったが、高学歴で歯科医院の運営者としての社会経験を備えており、また、本件取引以前に株式や商品先物の取引経験があったことからして、本件取引の内容を十分に理解しており、適合性原則違反等はなかったなどとして、請求が棄却された事例	外国為替証拠金取引	否	
148	平成19年8月22日 東京地裁 平17(ワ)27313号	損害賠償請求事件	◆被告証券会社との間で信用取引を行っていた原告(取引開始時七七歳)が、被告による信用取引の勧誘が過当取引であり取引適合性を欠き、また原告の取引が規制された後の証券取引については適合性の原則に反するなどとして、信用取引により被った損失額相当の損害賠償の支払を被告に求めた事案	◆被告が自ら原告との取引を規制する前に行った取引は証券会社が顧客の信頼を濫用して手数料稼ぎ等の自己の利益を図るために、社会的相当性を逸脱した過当な頻度、数量の違法なものであるとして、原告の請求を一部認容した事例(過失相殺八割)	信用取引	否	
149	平成19年7月30日 東京地裁 平18(ワ)2843号	損害賠償請求事件	◆アルツハイマー型認知症に罹患している八〇歳の高齢の寡婦である原告が、為替証拠金取引に基づく外国為替取引業務を目的とする被告会社と取引(本件取引)したことによる損害を賠償請求した事案	◆本件取引は適合性原則に反する行為であるほか、賭博行為として公序良俗に反するものであるとして、不法行為による損害賠償を被告会社及び取引当時の会社代表者に連帯して支払うよう命じた事例	外国為替証拠金取引	肯	主張なし
150	平成19年7月23日 東京地裁 平17(ワ)13931号	委託金返還請求事件	◆被告会社の勧誘員に勧誘されて同社に商品先物取引を委託した原告が、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反及び一任売買等による不法行為を主張して、被告に対し、先物取引による損失及び弁護士費用の損害賠償を求めた事案	◆収入・貯蓄、理解力・判断力及び取引経験からすると原告には勧誘相手としての適格性がなく、また、勧誘担当者が先物取引の仕組みや危険性等について十分な説明を行わずに、原告が理解しないままに取引を継続していたことなどからすると、先物取引への勧誘及びその継続について全体として不法行為が成立するとした上で、不法行為の性質が故意に準ずるものであり過失相殺はできないとして、請求が全部認容された事例	商品先物	肯	否定
151	平成19年7月11日 東京地裁 平18(ワ)1281号	損害賠償請求事件	◆被告との間で行った外国為替証拠金取引により損失を生じた原告が、被告に対し、外国為替証拠金取引自体の違法、適合性原則違反、説明義務違反、一任取引、過当取引の違法、両建の違法等を主張して、不法行為もしくは債務不履行に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めた事案	◆外国為替証拠金取引自体が利益相反又は賭博性により違法とはいえず、また、原告が本件取引について主張する個別の違法事由についても全て認められないとして、原告の請求が棄却された事例	外国為替証拠金取引	否	
152	平成19年7月6日 東京地裁 平17(ワ)15994号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告と日経平均株価指数オプション取引及び日経平均株価指数先物取引をした原告が損害賠償を請求した事案	◆被告の担当者には適合性原則違反、説明義務違反、過当取引といった債務不履行行為はないとして請求を棄却した事例	株価オプション	否	
153	平成19年6月12日 東京地裁 平17(ワ)12969号	損害賠償等請求事件	◆外国為替証拠金取引及び商品先物取引により損失を計上した原告が、商品取引員である被告に対し、被告従業員が賭博行為に勧誘したこと、適合性原則違反、説明義務違反等の不法行為をしたものであるなどとして、使用者責任による損害賠償を請求(前者の取引については、予備的に公序良俗違反・錯誤・詐欺取消し等による無効による不当利得返還を請求)した事案	◆外国為替証拠金取引につき説明義務違反、商品先物取引につき新規委託者保護義務違反による不法行為の成立を認めた上、後者につき5割の過失相殺をして、請求を一部認容した事例	外国為替証拠金取引 商品先物	否	
154	平成19年6月11日 東京地裁 平18(ワ)438号	損害賠償請求事件	◆被告との間で先物取引委託契約を締結して先物取引を行い、損失を被った原告が、被告に対し、被告の勧誘行為に適合性原則違反があり、また、取引全体に一任売買、無断売買、過度の売買、仕切り拒否等の違法があると主張して損害賠償の支払を求めたのに対し、被告が原告との間でして和解契約を締結して和解金を支払ったから上記先物取引委託契約に関する紛争は解決済みであると争い、これに対し、原告が和解契約の錯誤無効等を主張した事案	◆上記先物取引に適合性原則違反などの重大な違法があり、被告は原告に対し損害賠償義務を負うとした上、既払の和解金を控除し、原告の過失を四割として、原告の請求を一部認容した事例	商品先物	肯	4割

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
155	平成19年5月30日 東京高裁 平18(ホ)3344号	損害賠償請求控訴事件	◆証券会社である一審被告の仲介によって証券取引を行い損失を被った一審原告が、一審被告の従業員による取引の勧誘行為に、適合性原則違反、過当取引、分散投資義務違反及び説明義務違反があったとして、不法行為に基づく損害賠償等を請求したのに対し、原判決が取引の一部に被告従業員の説明義務違反を認めため、双方が控訴した事案	◆被告従業員は、原告の資産をリスクの高い商品に投入させる意図で、原告が従業員の判断を信頼していることに乗じて、事実上一任取引を行ったものであるから、適合性の原則に反し、社会通念上許容される限度を超える一任取引を行ったものとして、不法行為を構成する一方で、損害発生につき、原告にも過失があるとして、5割の過失相殺を認めた事例	証券取引	肯	5割
156	平成19年5月23日 東京地裁 平16(ワ)9012号	損害賠償請求事件、破産債権確定請求事件	◆訴外会社(破産会社)と投機の商品取引をした原告が同社の担当者による違法行為があり損害を被ったとして訴外会社の破産管財人及び同社の代表取締役(破産者)の破産管財人には各破産債権の確定を、同社の取締役二名には損害賠償を求めた事案	◆担当者による適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、一任売買等といった原告主張の違反行為を否定し、取締役二名には任務懈怠が認められないとして損害賠償請求を棄却したが、担当者らによる過大建玉の違法があったとして訴外会社の使用者責任及び代表者の分離保管義務違反による株式会社の代表取締役としての損害賠償責任を肯定し、原告にも5割の過失相殺をした上で両者の破産管財人に対する破産債権の確定請求を一部認容した事例	商品先物	否	
157	平成19年5月11日 東京地裁 平17(ワ)18773号	損害賠償等請求事件	◆外国為替証拠金取引等を行っていた訴外会社(破産手続開始)と外国為替証拠金取引をした原告が同社の取締役及び担当者を被告らに損害賠償を請求した事案	◆本件取引は賭博に当たりそれ自体公序良俗に反する違法な行為であるとし、訴外会社の担当者が原告に取引を勧誘した行為は故意又は過失による不法行為を構成し、訴外会社の取締役は改正前商法二六六条ノ三第一項による損害賠償責任があるとして、原告の損害を認定し、被告の過失相殺の主張を排斥した上で請求を一部認容した事例 ◆判決文において、本件取引が詐欺行為に該当するか否か、適合性原則違反等が認められるか否かといったその余の争点については主文が正当であることを示すのに必要がないからとして当事者の主張の摘示を省略した事例	外国為替証拠金取引	否	
158	平成19年4月27日 東京地裁 平17(ワ)25476号	損害賠償請求事件、損害賠償請求反訴事件	◆証券取引で損害を被った原告両名が被告証券会社に対して損害賠償請求(本訴)を求めた事案	◆適合性原則違反、説明義務違反を認定し(その他の合理的根拠の法理違反、断定的判断及び違法な勧誘については排斥した)、原告らにつきそれぞれ三割と四割の過失相殺をした上で一部認容された事例	証券取引	肯	3割/4割
159	平成19年4月12日 札幌地裁 平17(ワ)2171号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品先物取引の受託を業とする会員業者(商品取引員)である被告との間で、商品先物取引の委託契約を締結し、およそ6ヶ月にわたりガソリン及び灯油の先物取引を行った結果、取引差損及び手数料として約1700万支払ったことにつき、被告の従業員である外務員らによる勧誘から取引終了に至るまでの一連の行為が、商品取引所法に定める顧客に対する誠実公正業務(被告が行なおうとしている具体的な取引との関係での適合性原則や説明義務)に著しく違反するとの主張がなされた事案	◆当該誠実公正業務に違反することにより、被告が債務不履行責任を負い、また、被告の業務執行につき行なわれた従業員の不法行為に基づく使用者責任による損害賠償責任を負うとした請求について、原告の請求を認容した事例	商品先物	肯	否定
160	平成19年4月10日 東京地裁 平17(ワ)25600号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告との間で外国為替証拠金取引を行うに際し、当該取引を行うについての適合性を有していなかったにもかかわらず、被告の従業員である訴外Bから、断定的判断を示して強引かつ執拗に取引に勧誘された上、無断で売買を仲介されたことにより、取引損失及び精神的苦痛を被ったとして、使用者責任に基づき被告に対し損害金等の支払いを求めた事案	◆取引開始に際し、違法性を帯びるほどの強引、執拗な勧誘はなく、取引開始当時原告は34歳でアメリカドルを使った商取引に従事しており為替相場が関心事項であったこと、株式の現物取引の経験があったこと、特に原告の資力が乏しいなどの事情も窺えないとして、原告に外国為替証拠金取引の適合性が欠けていたとはいえないとされた事例 ◆外国為替証拠金取引の開始に際し、取引の仕組みについての説明は無かったとした上で、原告の損失と因果関係のある損失は、被告の訴外従業員を指定代理人とした場合、訴外が勝手に注文を出し損失を被ることがあるとの説明をしなかったことについてのものであるが、個別取引において原告の承諾は無かったものであり、一連の取引は全体として違法性を帯びるとされた事例	外国為替証拠金取引	否	
161	平成19年3月30日 東京地裁 平17(ワ)24030号	損害賠償請求事件	◆訴外会社の従業員及び取締役らから、外国為替証拠金取引の勧誘を受け、訴外会社へ委託金を支払った原告が、従業員及び取締役ら並びに訴外会社の代表者に対し、不法行為等に基づき、損害賠償請求をした事案	◆従業員には適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供による不法行為、取締役らには無断売買、仕切拒否による不法行為の成立を認め、同人らの共同不法行為責任を肯定しただけでなく、代表者に対しても、経営者として、他の被告らを指示、統轄して、違法な営業を行わせていたと認められるから、原告に対する個別具体的な対応を知らなくとも、他の被告らの営業行為を利用する者として共同不法行為責任を負うとした事例	外国為替証拠金取引	肯	主張なし

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
162	平成19年3月30日 東京地裁 平17 (ワ)22254号	損害賠償請求事件	◆原告が、破産会社との外国為替証拠金取引契約により損害を被ったとして、破産会社の取締役等及び従業員であった被告らに対してその損害の賠償を求めた事案	◆適合性原則違反の不法行為が認められるから、被告取締役ら及び従業員らは損害賠償責任を負うとした上で、本件において原告に慰謝料を認めることは相当とはいえないが、被告らの違法性の程度と比較すると原告の不用意性を斟酌するのにも相当ではないとして、原告の請求の一部を認容した事例	外国為替証拠金取引	肯	否定
163	平成19年3月19日 東京地裁 平18 (ワ)4258号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告に委託して行った商品先物取引における被告従業員の不法行為により損害を被ったとして、被告に対し、使用者責任に基づきその損害金を求めた事案	◆当該被告について、適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供(勧誘段階での違法性)という不法行為は認められないけれども、取引継続段階において、原告から商品先物取引を実質的に一任されたことにつけ込んで、原告の利益を犠牲にして被告の利益を図る手数料稼ぎの取引を行った事実が認められ、被告従業員には誠実公正義務に違反する違法があるとして、原告の請求を認容した事例	商品先物	否	
164	平成19年3月14日 東京地裁 平17 (ワ)10528号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品先物取引業を営む被告会社に委託して行った商品先物取引において、被告従業員らの不法行為により損害を被ったとして、被告らに対し、その損害金の支払を求めた事案	◆適合性原則違反、断定的判断の提供・利益の確約、手数料稼ぎの頻回売買、特定売買比率・手数料化率・売買回転率、両建ての強要等の原告の主張する不法行為はいずれも認めるに足りないなどとし、原告の請求を棄却した事例	商品先物	否	
165	平成19年3月13日 東京地裁 平17 (ワ)92号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品取引員である被告に委託して行った商品先物取引における被告従業員の不法行為により損害を被ったとして、被告に対し、使用者責任に基づきその損害金を求めた事案	◆適合性原則違反、説明義務違反及び情報提供義務違反の不法行為が認められるから、その余の無断売買等の主張につき判断するまでもなく使用者責任が認められるとし、原告の損害の拡大についての過失を三割として過失相殺し、原告の請求の一部を認容した事例	商品先物	肯	3割
166	平成19年3月9日 大阪高裁 平18 (ネ)1401号	損害賠償請求控訴事件	◆証券取引を業とする一審被告との間で株式売買等の委託取引をしてきた一審原告(当時72歳)が、約2年3月の間に一審被告の外務員の勧誘により行った取引は一審原告の投資経験、証券取引の知識、投資意向、財産状態に照らすと、適合性原則違反、過当取引、誠実公正義務違反に当たり、一審被告について使用者責任あるいは債務不履行が成立するとして損害賠償を求めたところ、原審で過失相殺した上、請求の一部を認容したことから、双方が控訴した事案	◆本件事情の下では、一審被告の外務員による本件取引の勧誘の一部は適合性原則及び過当取引に当たるなどとして一審被告に不法行為責任を認めた上で、外務員による本件勧誘の違法性は大きいとして、過失相殺の割合を85パーセントから50パーセントに変更した事例	株式	肯	5割
167	平成19年2月19日 東京地裁 平17 (ワ)13354号	差損金請求事件	◆原告(証券会社)が株式の信用取引を行っていた被告(顧客)に対し、決済後の差損金(約定遅延損害金を含む)を求めた事案	◆本件信用取引が被告の意思に基づいて行われたもので、無断売買、適合性原則や説明義務違反に当たるとして損害賠償債権により相殺するという被告の主張等をいずれも排斥した上で、原告の請求を全部認容した事例	信用取引	否	
168	平成19年2月15日 東京地裁 平16 (ワ)17679号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告に株式・債券等有価証券の売買の仲介委託等をしてきた原告が、被告に対し、被告支店で行われた社債買付および信用取引について、無断売買、適合性原則違反、説明義務違反があったとして債務不履行または不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告に無断売買、説明義務違反等があったとは認められず、また、原告は相当な資産を有する者であり、被告以外の証券会社とも相当量の取引を行っており、資力、能力、投資目的等からみて、およそ信用取引を自己責任で行う適正を欠く者であったとは言えないので、適合性の原則に違反するとは認められないとして請求を棄却した事例	社債 信用取引	否	
169	平成19年1月25日 東京地裁 平17 (ワ)24392号	損害賠償請求事件	◆被告証券会社の社員が原告に投資信託買付けを勧誘するにあたって、適合性原則遵守義務、説明義務、断定的判断の提供禁止に違反し、かつ原告の売り注文を拒否したため、原告が売買差損相当額の損害を被ったとして、被告に対し不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆原告は一般社会人と同等の水準の理解力や判断力を有しており、本件商品購入資金も余裕資金であったと考えられることから、被告は適合性原則遵守義務に違反するものではないし、また受益証券説明書に基づく説明及び上司による説明もなされ、月次報告書も毎月送付されていることから、被告は説明義務もつづけているし、さらには断定的判断の提供を認める証拠もないとして、原告の損害賠償の請求を棄却した事例	投資信託	否	
170	平成19年1月24日 東京地裁 平17 (ワ)13157号	損害賠償請求事件	◆被告会社に商品先物取引を委託した原告が、被告会社及びその従業員(原告の担当営業)に対して、担当営業からの違法な勧誘等により取引をさせられ損害を被ったと主張して、損金等につき損害賠償を請求した事案	◆担当営業による勧誘方法及び取引の過程・方法に不当な点があったと認めることはできないが、担当営業が、被告会社の受託業務管理規則に規定する年金で生計を維持している商品先物取引不適格者に該当する原告について、そのことを十分に確認することのないまま誤って商品先物取引に勧誘した点につき不法行為が成立するなどとして、請求が一部認容された事例(過失相殺八割)	商品先物	肯	8割
171	平成19年1月22日 東京地裁 平18 (ワ)4373号	損害賠償請求事件	◆原告が証券会社である被告に対し、株式の信用取引における適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供の違法行為により損害を被ったとして、不法行為(民法709条又は715条)に基づく損害賠償の支払いを求めた事案	◆適合性原則違反を認める証拠はなく、また、被告側の担当者が信用取引に関する説明書に基づく説明をして原告が納得して信用取引口座設定約諾書等に署名押印しており説明義務違反はなく、さらに「値上がり見込めるので買い増し進められる」などの記載は可能性を述べているにすぎず断定的判断の提供にあたらぬとして、原告の請求を認めなかった事例	信用取引	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
172	平成19年1月22日 東京地裁 平17 (ワ)2848号	損害賠償請求事件	◆商品取引員である被告Y1・Y2に委託して、商品先物取引を行ったところ、多額の差引損が発生したが、それは各取引での被告らの従業員からの勧誘ないし、執行の際の①適合性原則違反、②断定的判断の提供、③説明義務違反などの違法事由によるとして、不法行為に基づく損害の賠償等を請求した事案	◆原告が常時両建にし、因果玉の放置をくり返すような内容の取引を行ったのは、被告らの過当かつ危険性のある勧誘によるものであるとし、被告らは不法行為に基づいて本件取引により出した損害を賠償する義務があるとした事例(Y1につき過失相殺5割・Y2につき3割)	商品先物	肯	5割／3割
173	平成19年1月12日 東京地裁 平16 (ワ)27628号	株券引渡等請求事件	◆各株式の売付につき被相続人に対して被告が無断で行なったものであるなどとして、相続人である原告が投資信託契約の錯誤無効に基づく株券の引渡し等を求めた事案	◆相当数の現物株取引を行なった経験のある者が、元本保証はないが現物株式を保有するよりもリスクの低い投資信託の買付けを行うことは、適合性原則に違反すると認める余地はなく、また、当該投資信託の買付注文をする前に、証券会社の担当者が当該投資信託の投資対象と運用方法の概要を説明している場合には、説明義務違反もないとし、委託契約の債務不履行責任を否認した事例	投資信託	否	
174	平成18年12月25日 大阪地裁 平16 (ワ)13439号	損害賠償請求事件	◆商品取引員である被告に委託して商品先物取引を行った原告(昭和〇年生まれ、男性、てんかん性精神病に罹患)が、被告の担当外務員に違法行為があったと主張し、被告に対し、使用者責任に基づき損害賠償を請求した事案	◆被告外務員らには、原告が商品先物取引の適合性を欠いているにもかかわらず過当な取引の勧誘を行い、また、本件取引開始後も新規委託者保護義務違反行為、事実上の一任売買、両建て勧誘行為、証拠金徴収義務違反行為を継続的に行った点において不法行為上の違法性があり、被告は被告外務員らの違法行為により原告に生じた損害について使用者責任を負うとし、また、被告外務員らの違法性の程度は重大なものであって、それに比較すると原告の側の落ち度は相当小さいとして過失相殺を認めないとして原告の請求を一部認容した事例	商品先物	肯	否定
175	平成18年11月27日 東京地裁 平15 (ワ)21999号	損害賠償請求事件	◆被告証券会社の担当者が、株価スプレッド取引につき原告を勧誘し、その後取引をしたことが適合性原則に違反する等の主張がなされた事案	◆被告証券会社の担当者が、株価スプレッド取引の特殊性を前提にした上で、通常の信用取引とは明らかな差別化が図られた株価スプレッド取引につき、その内容や特色に応じた説明を十分に行ったものと認められず、不十分な説明に基づく勧誘及びその後の取引に違法性があるとされた事例	株価スプレッド取引	肯	5割
176	平成18年10月26日 大阪地裁 平16 (ワ)12757号	損害賠償請求事件	◆原告(取引当時59才)が、被告との間で締結した商品先物取引委託契約に基づいてした商品先物取引(以下本件取引)において、被告従業員に違法行為があり、これにより損害を被ったとして、被告に対し、使用者責任に基づき損害賠償の請求をした事案	◆被告には、適合性原則に反した点及び説明義務を尽くさないままに両建てを勧誘したという点において違法行為があり、不法行為を構成するとして一方で、原告にも、商品先物取引の説明を受け、抽象的には多大な損失を受ける可能性があることを認識していたことや、売買報告書に目を通して損失をその都度認識し、差金決済をして本件取引を終了させる機会には十分にあったのに、取引を継続拡大させ、損失を招いたことを考慮して原告の過失割合を4割とするなどとして請求を一部認容した事例	商品先物	肯	4割
177	平成18年10月19日 大阪地裁 平17 (ワ)359号	差損金請求本訴事件、損害賠償請求反訴事件	◆商品先物取引をした顧客A(男性・昭和10年生まれ・先物取引及び株式投資の経験なし)が、同取引の違法を主張して先物業者Bに損害賠償請求をした事案	◆先物業者Bの従業員らによる顧客Aに対する勧誘及び受託に適合性原則違反及び新規委託者保護義務違反などを認めて、本件取引は全体として違法であるとした上で、先物業者Bの従業員らの行為は重大な違法であるとして過失相殺をせずに顧客Aの請求を全て認めた事例	商品先物	肯	否定
178	平成18年10月10日 福岡地裁 平14 (ワ)3373号	損害賠償請求事件	◆商品取引員である被告と商品先物取引の受託契約を締結した原告A(取引当時59才・公務員・現物株経験者)、原告B(取引当時59才・左官業・投資経験なし)、及び原告C(取引当時50才・うつ病で通院治療中・会社員・先物経験者)が、被告従業員らによる違法行為によって損害を被ったとして、被告に対し不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆原告Cの請求については、うつ病は外見から判断しにくい精神疾患であり、被告従業員に原告Cの病状について認識がなかったとしても無理からぬことであり適合性原則違反はないなどとして被告の賠償責任を認めず請求を棄却したものの、原告A及び原告Bについては、被告従業員の説明義務違反や新規委託者保護義務違反などを認めて被告会社は賠償義務があるとし、過失相殺については原告らの属性や本件事情などを考慮して原告Aの過失相殺3割、原告Bの過失相殺2割などとして請求を一部認容した事例	商品先物	否	
179	平成18年9月22日 東京地裁 平17 (ワ)8864号	損害賠償請求事件	◆通貨証拠金取引の顧客である原告が、通貨証拠金取引にかかる売買並びに売買取引の受託、取次等を業とする会社の代表取締役である被告に対して、本件会社の従業員らによる取引の勧誘から決済に至るまでの一連の行為は、説明義務違反、虚偽内容の説明、適合性原則違反、無断一任売買、賭博行為による不法行為であり、これによって被った損害について被告の包括的指示に基づく共同不法行為もしくは会社法429条1項に基づく責任が成立すると主張して損害賠償を請求した事案	◆本件取引は不法行為に該当し、被告は本件会社従業員らとともに共同不法行為に基づく責任を負うとして、損害賠償請求を認容した事例	通貨証拠金取引	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
180	平成18年8月23日 東京地裁 平17(ワ)15968号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引に関し被告らに不法行為があったとして、取引により生じた損失等を請求した事案	◆被告会社の担当者である被告ほかの者には原告に資金面で商品先物取引の適合性がないことを知りながら取引を勧誘した上で無断売買、無意味な反復売買、過当取引さらには仕切拒否などの行為があったことを認定判断した上で、一連の行為が不法行為に該当し、被告会社及びその代表者である被告も使用者責任を負うとして、原告の被告らに対する損害賠償請求を全部認容した事例	商品先物	肯	主張なし
181	平成18年6月7日 東京地裁 平16(ワ)429号	損害賠償請求事件	◆被告である証券会社の中介によって証券取引を行った結果、損失の生じた原告が債務不履行ないし不法行為による損害賠償を請求した事案	◆被告の従業員による取引の勧誘行為に、適合性原則違反、過当取引、分散投資義務違反及び説明義務違反の違法があったかどうかが問題となったところ、EB債を除く有価証券取引についてはいずれの違反もなかったとしたものの、EB債については、買い付けを担当する証券会社においてEBの有するリスクを一般投資家の知識、能力、経験等に応じて説明する義務があったのに当該説明義務を果たしたのとは言いえないとして、これと相当因果関係のある損害についてのみ原告の請求を一部認容した事例 ◆一部認容された原告の損害賠償請求について過失相殺を五割と判断した事例	証券取引	否	
182	平成18年6月5日 東京地裁 平16(ワ)24352号	損害賠償請求事件	◆商品取引員である被告会社は、その担当者において、原告に対し、商品先物取引について十分な説明をすることなく、断定的判断を含む勧誘文言を用いて取引を勧誘したり、原告に適合しない過当な取引を実質的な一任売買として行い、その際、相当数行われた特定売買についても原告に十分な説明を行っていなかったりした事案	◆これら一連の行為は相互に関連性を有し、全体として不法行為を構成すると判示された事例	商品先物	肯	2割5分
183	平成18年5月29日 神戸地裁姫路支部 平16(ワ)665号	損害賠償請求事件	◆原告(男性・昭和40年生まれ・高校中退)が商品取引員である被告に対し、被告との間の商品先物取引に起因して原告に損失が生じたことについて、同取引の勧誘段階及び取引継続段階における被告の行為が違法であるとして、不法行為等に基づき損害賠償請求をした事案	◆本件取引には新規委託者保護義務違反、適合性原則違反、断定的判断の提供などの違法が認められるから、取引全体について違法性を有し、原告に対する不法行為を構成し、違法の程度は高いというべきであるとする一方で、原告は取引の危険性を認識していたのであり、原告には2割の限度で過失があるなどとして請求の一部を認容した事例	商品先物	肯	2割
184	平成18年4月27日 東京地裁 平17(ワ)20059号	損害賠償請求事件	◆訴外会社との間で外国為替証拠金取引を行い損失を被った原告らが、同社の社員及び取締役である被告ら個人に対し損害賠償の支払を求めた事案	◆被告らには適合性原則違反、説明義務違反があったとして不法行為責任を肯定した事例(過失相殺三割)	外国為替証拠金取引	肯	3割
185	平成18年4月26日 大阪地裁 平16(ワ)11453号	損害賠償請求事件	◆高齢の専業主婦が、証券会社との間で株式投資信託取引を行って損失を被った事案	◆同会社の従業員に適合性原則違反、説明義務違反、無意味な反復売買・乗換売買があったとして、同会社の損害賠償責任が認められた事例	投資信託	肯	2割
186	平成18年4月11日 東京地裁 平17(ワ)9491号	損害賠償請求事件	◆外国為替取引等を目的とする株式会社との間で外国為替証拠金取引を行い損失を被った原告が、同社の社員及び取締役である被告ら個人に対し損害賠償の支払を求めた事案	◆初めに原告を取引に勧誘した従業員の行為は、適合性を欠く者に対する勧誘である上、説明義務を尽くしたとはいえないから不法行為に該当するとして、その余の従業員の不法行為責任並びに取締役の任務懈怠責任は否定した事例	外国為替証拠金取引	肯	主張なし
187	平成18年3月6日 東京地裁 平16(ワ)10099号	預託金返還請求事件	◆ボーナスクーポン型円建他社株式償還特約付債券(いわゆるEB)の事案	◆当該商品の特性から、被告証券会社に、適合性原則違反、説明義務違反があるとされた事例 ◆遺言執行者がいる場合でも、遺言者の意思解釈により、特定債権に関する訴訟の当事者適格は原告にあると解するのが相当であるとされた事例	仕組債	肯	主張なし
188	平成18年3月3日 東京地裁 平16(ワ)3216号	差損金請求、損害賠償請求事件	◆金先物取引を行った原告らが、先物取引会社及び原告らに取引を勧誘した従業員ららを被告として、断定的判断の提供、説明義務違反、無断売買、適合性原則及び新規委託者保護義務に違反した過当取引、不当な利益金の証拠金振替え等、いわゆる直しや両建などの特定売買等を理由とする不法行為ないし受託者としての善管注意義務違反による債務不履行に基づく損害賠償を請求した事案	◆原告らのうちの一人についてはいずれの主張理由も認められずに請求が棄却され、もう一人については被告らに説明義務違反、断定的判断の提供による不当勧誘、過当取引、特定売買をしたことにつき違法が認められるとした上で二割の過失相殺を受けた上で請求が一部認容された事例 ◆被告先物取引会社の原告らに対する委任契約に基づく立替費用の償還請求がいずれも認められた事例	商品先物	肯	2割
189	平成18年2月23日 東京地裁 平16(ワ)18641号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品先物取引の受託会社である被告に対し、被告担当者の説明義務違反、適合性原則に違反する過当取引、両建て等の特定売買等により損害を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆被告担当者は商品先物取引の知識・経験を有する原告に対しても新規取引者に対するのと同様に商品先物取引の仕組みや危険性を説明しており、被告会社には相場変動リスクの高い取引についてこのような一般的な情報提供義務を超えて委託者に損失を受けさせない義務やそのための助言をする義務はなく、両建て等の特定売買も一定の合理性があったとして、請求を棄却した事例	商品先物	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
190	平成18年2月15日 神戸地裁 平16(ワ)1184号	損害賠償請求事件	◆商品取引所の取引員である被告会社との間で商品先物取引受委託契約を締結し、同社を通じて商品先物取引を行った原告(取引時76歳)が、被告会社の従業員らによる違法な本件取引への勧誘及び取引段階における違法な一連の行為により損失を被ったとして、その損害の賠償を求めた事案	◆原告は取引当時、病的な記憶障害の状態であったなどの本件事情からすると、被告従業員らによる本件勧誘及び取引段階における行為は、適合性原則違反、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、過大取引等に該当し違法であるとして、被告従業員らの共同不法行為責任及び被告会社の使用者責任を認めた上で、被告側の過失相殺、消滅時効の主張を退けて、原告の請求を一部認容した事例	商品先物	肯	否定
191	平成18年2月14日 東京地裁 平15(ワ)19851号	損害賠償等請求事件	◆被告証券会社において株式取引を行っていた原告が、被告証券会社の担当者による適合性に反する勧誘、説明義務違反、無断売買、一任取引等により損害を被ったとして、被告らに対して損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の主張を排斥して、その請求を棄却した事例	株式	否	
192	平成17年10月25日 東京地裁 平15(ワ)12743号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員から通貨先物オプション取引等の勧誘を受け、取引を行った原告(取引開始当時60歳)が、勧誘から取引終了に至るまでの一連の違法行為により損害を被ったとして、被告に対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案	◆原告が録音していた被告の従業員との会話内容などの証拠からすると、本件勧誘及び本件取引は、適合性原則違反をはじめとする各種義務違反が認められるから債務不履行に該当するとして、被告の過失相殺及び消滅時効の主張につき、原告が第1取引で大きな損失を被ったにもかかわらず、その教訓を生かさず第2取引を行ったことには過失があるとして3割の過失相殺を認めたが、消滅時効については、被告は不法行為についてのみ主張し、債務不履行では主張していないとして認めず、原告の請求を一部認容した事例	通貨先物オプション	肯	3割
193	平成17年10月17日 東京地裁 平16(ワ)639号	損害賠償等請求事件	◆高齢者である原告らが被告との間で行った外国為替証拠金取引は賭博行為であり、被告及びその従業員らの勧誘行為は違法であるなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案	◆本件取引は、あくまで通貨の売買取引であり、賭博行為とはいえず、また、原告は勧誘当時、高齢者であったが、外国為替証拠金取引の経験があること、格別判断能力が劣っていたとは認められないことから、業者の適合性の原則違反、断定的判断の提供が否定され、被告従業員が、本件勧誘にあたり、原告と被告が利益相反関係にあること、および両建の不利利益面を説明していないことから、説明義務違反及び違法な両建に基づく不法行為責任が肯定された事例	外国為替証拠金取引	否	
194	平成17年9月30日 東京地裁 平14(ワ)28216号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引業者である被告に商品先物取引を委託した原告(取引当時34歳)が、被告従業員による取引の勧誘及び本件取引自体に違法事由があり、これにより損害を被ったと主張して、損害賠償を求めた事案	◆コンビニエンスストア経営者である原告は、相当の社会経験を有する者であるなどとして適合性原則違反等を否定したが、商品先物取引のない原告に習熟期間中の制限枚数を超える過大な建玉を勧めたなどの事情からすれば、未経験委託者に対する保護義務違反や、商品先物取引の性質上業者に要求される忠実義務違反等が認められるから、本件勧誘等は全体として不法行為に該当するとして、被告の不法行為責任を認め、その損害につき、原告の過失割合を3割とした事例	商品先物	肯	3割
195	平成17年9月29日 福井地裁 平15(ワ)116号	損害賠償請求事件	◆行政書士である原告(取引当時50歳)が、証券会社である被告会社の従業員であった被告の勧誘により、株式や株価指数連動型社債の売買取引による損失に関し、被告には断定的判断の提供、適合性原則違反、仕切り拒否、説明義務違反等の不法行為が、被告会社には使用者責任又は債務不履行責任があると主張して、損害賠償を求めた事案	◆株式取引については、被告による不法行為の存在を否定したものの、株価指数連動型社債については、原告の購入した社債が当初額面の35パーセントにまで暴落し、償還日までには換価が容易ではなかったこと、有利性を強調する記載が多く目立つ一方、リスクの記載が貧弱な資料のみを使用して、被告が本件社債の説明をしたなどの事実から、被告に説明義務違反があったと認めたと、原被告の過失割合を2対1とする過失相殺を行った事例	株価指数連動型社債	否	
196	平成17年9月16日 東京地裁 平17(ワ)3715号	損害賠償等請求事件	◆統合失調症に罹患している原告に外国為替証拠金取引のような複雑でハイリスク・ハイリターンを取引を勧誘し投資させた事案	◆被告会社の社員には適合性原則に反する不法行為が成立すると判断して、使用者である被告会社及び商法二六六条の三により同社の役員にも責任があるとして、原告の損害賠償請求をいずれも認容した事例	外国為替証拠金取引	肯	主張なし
197	平成17年8月30日 東京地裁 平16(ワ)153号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引の受託業務等を目的とする被告と東京工業品取引所のゴム等の商品先物取引を行った原告が、本件取引は被告が取引勧誘段階から手仕舞いに至るまで一貫して容殺しの意思の下に不法行為を行ったと主張して不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆執拗な勧誘、適合性原則違反、断定的判断の提供ほかの説明義務違反、新規委託者保護義務違反、無断売買及び両建の勧誘といった原告の不法行為事由についての主張は排斥したが、被告の従業員が、原告の資金が不足し証拠金を現金で預託するのが困難になっていることを知りながら、取引の規模を拡大し、二〇〇枚を超える枚数の取引を勧誘したのは原告に対する不法行為を構成するとして、過失相殺七割による損害賠償請求の一部を認容した事例	商品先物	否	
198	平成17年7月22日 東京地裁 平16(ワ)14082号	損害賠償請求事件	◆吸収合併前の証券会社の担当従業員の勧めに従いいわゆる日経オプション取引をした原告が、損害を被ったとして、吸収合併後の被告証券会社に対して損害賠償を請求した事案	◆一任売買や過当取引は証拠上見当たらないとしたが、原告における当該取引の適合性、担当従業員の原告に対する本件取引についての説明義務違反があったことを認定し、原告の過失相殺を五割とした上で、請求の一部を認容した事例	株価オプション	肯	5割

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
199	平成17年7月14日 最高裁第一小法廷 平15(受)1284号	損害賠償請求事件	◆証券会社の担当者が、顧客の意向と実情に反して、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著しく逸脱した証券取引の勧誘をしてこれを行わせたと主張された事案	◆このような行為は不法行為法上も違法となるとされた事例	証券取引	否	
200	平成17年6月16日 大阪地裁 平16(ワ)1844号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引の受託を業とする被告との間で商品先物取引を行った原告(取引時55歳)が、適合性原則違反等の違法な勧誘により本件取引で損害を被ったとして、不法行為等に基づく損害賠償を求めた事案	◆本件では適合性原則違反等は認められないものの、原告の先物取引における経験及び知識の不十分さや、被告が自ら定めた新規委託者保護のための制限を遥かに超える取引を行っている事実からすれば、被告従業員には新規委託者保護義務違反があり、その行為は全体として不法行為を構成すると認められるなどとして被告の不法行為責任を認めた上で、原告が一定程度積極的に本件取引に関与していた事実が認められることから、2割の過失相殺をして、その限度で損害賠償請求を認めた事例	商品先物	否	
201	平成17年5月30日 東京地裁 平15(ワ)11831号	損害賠償請求事件	◆取引開始当時八五歳の高齢の原告に、金融商品の売買を勧誘したことが適合性の原則に反するとして、原告が被告会社に損害賠償を請求した事案	◆担当者による取引の勧誘は、原告の投資目的、財産状態、投資経験等からして過大な危険を伴う取引に積極的に勧誘したものと評価することはできないなどとして、原告の請求を棄却した事例	株式 投資信託	否	
202	平成17年4月14日 東京地裁 平16(ワ)370号	損害賠償請求事件	◆原告が被告会社に委託してなした商品先物取引において、被告会社による適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護育成義務違反、一任売買、仕切り拒否・回避、特定売買があったなどとして、原告が被告会社に対して損害賠償を求めた事案	◆原告の主張は認められないとしてその請求が棄却された事例	商品先物	否	
203	平成17年4月1日 東京地裁 平16(ワ)10695号	損害賠償請求事件	◆被告証券会社の営業支店の従業員の勧誘により中国法人の債券を個人投資家である原告が購入したところ、発行会社が期限の利益を喪失して債券元本の一部しか払戻しなかったために損害を被ったとして、不法行為及び使用者責任に基づき被告証券会社に損害賠償を請求した事案	◆募集に当たった被告の従業員には適合性原則違反、説明義務違反、表示義務違反及び調査義務違反等はいずれもなかったとして請求が棄却された事例	債券	否	
204	平成17年2月24日 東京地裁 平15(ワ)20170号	損害賠償請求事件	◆海外通貨先物オプション取引を高齢の専業主婦に勧誘した事案	◆当該取引は、適合性原則に違反し、違法とされ、これによる損害の賠償が命じられた事例	海外通貨 先物オプション	肯	否定
205	平成17年2月22日 東京地裁 平15(ワ)14581号	差引損金請求、損害賠償請求事件	◆商品先物取引員である会社が顧客に対してした売買差損金を請求(本訴)したのに対し、商品先物取引により多額の損失を被った顧客が商品取引員である会社に対し、損害賠償を請求(反訴)した事案	◆売買差損金の請求(本訴)が認容され、従業員のした勧誘の違法、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、実質的一任売買、仕切り拒否・回避の違法などがいずれも認められないとして、反訴が棄却された事例	商品先物	否	
206	平成17年2月18日 東京地裁 平14(ワ)27921号	損害賠償請求事件	◆美容院等を経営する原告が商品先物取引等を業とする被告との間で行った外国為替証拠金取引及び商品先物取引に関し、被告担当者に適合性原則違反、断定的判断の提供等の違法があるとして、被告らに損害賠償の支払を求めた事案	◆被告担当者が外国為替証拠金取引については、断定的判断の提供、不実告知、不利益事実の不告知等の説明義務違反、他人名義の勧誘等の違法行為、商品先物取引については、断定的判断の提供及び不実告知の説明義務違反、転がし・無意味な反復売買、事実上の一任売買等の違法行為をそれぞれ行い、これらに加えて両取引において、不当な無敷き・薄敷きを行ったとして、これら取引開始段階から終了段階までの行為が一体として不法行為を構成するとした事例(原告の過失相殺六割)	外国為替 証拠金取引 商品先物	否	
207	平成17年2月2日 東京地裁 平16(ワ)10689号	損害賠償等請求事件	◆相応の判断能力をもたない人を商品先物取引に勧誘した適合性原則違反の違法が被告委託業者にはあると主張された事案	◆商品先物取引により差損金及び委託手数料の損害を被った原告からの不法行為による損害賠償請求を一部認容した事例	商品先物	肯	3割
208	平成17年1月21日 東京地裁 平15(ワ)4125号	損害賠償請求事件	◆原告が、株式取引において、担当者の適合性原則違反ないし説明義務違反等の債務不履行により損害を受けたとして、被告証券会社に対し損害賠償の支払を求めた事案	◆原告は、本件取引当時六一歳の女性であるが、インテリアデザイナーとして自ら株式会社を設立してその代表取締役として会社経営を行っていたこと、本件取引の相当前から、別の証券会社との間で株式等の取引を行っており、相当の取引経験を有することなどから、適合性原則に違反することはないなどとして、原告の請求を棄却した事例	株式	否	
209	平成16年11月2日 東京地裁 平15(ワ)11801号	損害賠償等請求事件	◆いわゆる不動産小口化商品を被告銀行から融資を受けて被告不動産会社から購入した原告による、本件商品がハイリスク・ハイリターンの高危険性の高い商品であることを理由とする適合性原則違反及び被告銀行担当者の説明義務違反の主張がなされた事案	◆当該原告の主張はいずれも認められないとして、債務不履行ないし不法行為による損害賠償請求権と融資を受けた貸付金債務との対当額での相殺を前提とした貸付金債務不存在確認請求を棄却した事例	不動産小 口化商品	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
210	平成16年9月22日 札幌地裁 平15(ワ)2877号	損害賠償請求事件	◆外国為替証拠金取引を内容とする金融商品販売の勧誘の事案	◆業者の担当者に適合性の原則違反、同取引の危険性の不告知、虚偽説明などがあったとし、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた事例	外国為替証拠金取引	肯	否定
211	平成16年8月31日 東京地裁 平15(ワ)21730号	損害賠償請求事件	◆日経平均株価連動利付円建社債(日経平均リンク債)及び他社株転換条項付円建社債(EB債)の証券取引における紛争の事案	◆被告証券会社の従業員による原告Aに対する説明義務違反はなく、同人に関して取引の適合性を欠いていたという事情もないとして同原告の損害賠償請求を棄却した事例	仕組債	否	
212	平成16年7月29日 東京地裁 平14(ワ)22875号	損害賠償請求事件	◆被告の従業員による証券取引の勧誘に一任取引、適合性原則違反、説明義務違反、過当取引等の違法があるとして被告に求めた不法行為に基づく損害賠償請求を求めた事案	◆不法行為請求が棄却された事例	証券取引	否	
213	平成16年7月21日 東京地裁 平14(ワ)21736号	損害賠償請求事件	◆海外商品のオプション取引の受託などを業とする被告会社の従業員らが、オプション取引について適合性を欠く原告を取引に勧誘し、取引の仕組みや危険性について十分な説明をしないまま原告に取引を開始させた結果、原告に多額の損失を被せたと主張された事案	◆原告の主張を認め、被告会社及びその従業員らに損害賠償の支払を命じた事例(原告の過失二割)	海外商品オプション	肯	2割
214	平成16年7月9日 大阪高裁 平15(ホ)3502号	損害賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件	◆被控訴人が、控訴人に対し、控訴人の従業員から、適合性原則や説明義務等に反する違法な勧誘を受けて行った海外先物オプション取引により損失を被ったなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆控訴人担当者らによる本件取引の勧誘行為は、適合性原則、説明義務及び新規委託者保護義務に反し、全体として違法性を帯び、不法行為に該当し、控訴人は、使用者責任に基づき、被控訴人に生じた損害を賠償する義務を負うとする一方、被控訴人は、本件取引が投機的な取引であることを抽象的には理解しうる状況にあったこと等から、本件取引による被控訴人の損失を全面的に控訴人に負担させることは公平でないとして、1割の過失相殺をした事例	海外商品先物オプション	肯	1割
215	平成16年6月30日 大阪地裁 平14(ワ)5101号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員であった被告Y1の勧誘により、他社株式転換特約付債券(EB)を購入した原告が、被告会社の適合性原則違反、説明義務違反、誤導的な広告・勧誘といった違法投資勧誘により損害を被ったとして、被告Y1に対して不法行為に基づき、被告会社に対して共同不法行為又は使用者責任に基づき、連帯して損害賠償を請求した事案	◆原告が証券取引を長期間かつ継続的に行ってきたこと等から本件EBに関して、適合性原則違反を否定する一方、本件取引に伴う危険性について、正しく認識するに足る情報を説明ないし提供したものでないから、被告Y1に説明義務違反を行った違法があるとして、6割の過失相殺をした上で原告の請求の一部を認容した事例	EB債	否	
216	平成16年6月25日 さいたま地裁 平14(ワ)399号	損害賠償、預託金返還請求事件	◆オプション取引および先物取引の勧誘につき、証券会社に適合性原則違反等の義務違反行為および無断取引があったとの主張がなされた事案	◆原告の主張は認められないとし、投資者の証券会社に対する損害賠償請求が棄却された事例	有価証券オプション先物取引	否	
217	平成16年4月15日 大阪地裁 平14(ワ)5307号	損害賠償請求事件	◆無給の大学研究員に対する外国為替証拠金取引の勧誘について、商品先物取引仲介業者に適合性原則違反、説明義務違反があったとの主張がなされた事案	◆適合性原則違反、説明義務違反が認められて、業者の損害賠償責任が認められた事例	外国為替証拠金取引	肯	8割
218	平成16年3月29日 東京地裁 平15(ワ)6562号	差損金請求事件(本訴)、損害賠償請求事件(反訴)	◆商品取引所所属の商品取引員である原告が、白金の商品先物取引を行った被告に対し、帳尻差損金等の支払を求めた(本訴)のに対し、被告が、原告に対し、適合性原則違反、断定的判断の提供などの不法行為による損害賠償を求めた(反訴)事案	◆被告が本件のようなハイリスクな先物取引に適合しているとはいえず、原告は、被告が先物取引に適合するか否かについて、満足の調査を行わなかったといわざるを得ない上、原告の従業員に商品先物取引の危険性について十分な説明を怠った過失があるとして、不法行為の成立を認め、被告の請求を認容する一方、原告が差損金の請求をすることは、信義則に反し許されないと、原告の請求を棄却した事例	商品先物	肯	主張なし
219	平成16年2月27日 仙台地裁 平14(ワ)1581号	損害賠償請求事件	◆原告が商品先物取引受託業者である被告会社との間における商品先物取引につき、被告会社営業部長であった被告らの違法な勧誘行為等により損害を被ったと主張して、被告に対しては民法七〇九条、七一九条一項前段、被告会社に対しては民法七一九条又は七〇九条に基づいて、損害賠償金の支払を求めた事案	◆元特定郵便局長が商品先物取引を行って多大の損失を被った場合、商品先物取引会社の取引勧誘等の一連の行為が公序良俗に違反するとして、その損害賠償責任が認められた事例	商品先物	否	
220	平成15年11月14日 東京地裁 平14(ワ)1260号	損害賠償請求事件	◆商品取引所法に基づく商品取引所の商品市場における上場商品及び上場商品指数の取引の受託業務等を業とする被告に商品先物取引を委託していた原告が、被告に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求権、不法行為による損害賠償請求権(使用者責任)に基づいて、原告が商品先物取引によって被った損害等の賠償を求めた事案	◆商品先物取引受託業者が行った勧誘行為について、商品先物取引に適合しない顧客に対してなされたもので違法であるとされ、顧客にも損失の危険性を予想することが可能であったと認められるものの、これを過大に評価することは相当でないとして、顧客が取引によって被った損害の五割の損害賠償請求が認められた事例	商品先物	肯	5割

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
221	平成15年10月28日 名古屋高裁 平13 (ホ)377号	損害賠償本訴、立替金反訴請求控訴事件	◆証券会社である一審被告と、D株式会社発行の株式(D株式)を買い付ける取引をした一審原告が、①一審被告の断定的判断の提供、不実表示・誤認表示、適合性原則違反、大量推奨販売などによる委託事務処理上の義務違反という債務不履行によって損害を被ったとして、一審被告に対し、損害賠償の支払を求めるとともに、②信用取引を行うために一審原告が一審被告に保管を委ねた株券等の返還と、③上記買い付けにより一審被告が保管したD株式の配当金相当額の支払を求めた本訴と、一審被告が一審原告に対し、上記取引のうちの信用取引における買付代金を貸し付けたとして、貸金残元金と遅延損害金の支払を求めた反訴とが併合審理され、原審が、本訴請求①及び②について一部認容し、③については請求を棄却し、反訴請求については請求を全部認容したことから、双方から控訴があった事案	◆本訴請求①については相殺により全て消滅したとして請求を棄却したものの、本訴請求②について一部認容し、本訴請求③については全部認容する一方で、反訴請求については相殺と充当により全て消滅したとして棄却した事例	株式	否	
222	平成15年10月21日 大阪地裁 平14 (ワ)6605号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告に対し、被告の従業員から、適合性原則や説明義務等に反する違法な勧誘を受けて行った海外先物オプション取引により損失を被ったなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆原告は、本件取引のような投機的オプション取引をする適合性に極めて乏しい者であったことが明白であり、被告担当者らはこのことを知るに至ったはずであるから、被告担当者らの本件勧誘行為が適合性原則に反する上、被告担当者らは、原告に対し、オプション取引の基本的な仕組みさえ十分に説明することなく、断定的判断を提供して積極的に原告の判断を誤らせて本件取引を勧誘したものであるから、説明義務にも反するとして、原告の請求を一部認容した事例	海外商品先物オプション	肯	否定
223	平成15年10月3日 東京地裁 平14 (ワ)24452号	損害賠償請求事件	◆専業主婦が銀行支店担当者からの勧誘で購入した投資信託が元本割れして損失が生じたことを理由として銀行に対して損害賠償請求をした事案	◆担当者には適合性原則違反、説明義務違反等の過失はなかったとされた事例	投資信託	否	
224	平成15年8月20日 京都地裁 平13 (ワ)2214号	損害賠償等請求事件	◆原告が、証券会社である脱退被告を通じて行った株式の信用取引、ワラント売買等の取引について、適合性原則違反、説明義務違反及び過当売買を主張して、脱退被告の営業全部を承継した引受承継人に対し、債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案	◆原告の主張する債権は、商行為による債務の不履行に基づく損害賠償債権であるから、5年の消滅時効により消滅すると解され、また、本件の取引経過等からすると、最後の株式売却によって生じた損失について、脱退被告より報告書を受領したときから消滅時効が進行するところ、本件では、原告の損害賠償債権は5年を経過したことににより消滅したと認められるとして、本件請求を棄却した事例	信用取引ワラント	否	
225	平成15年5月14日 東京地裁 平13 (ワ)10724号	損害賠償請求事件	◆原告は、証券会社である被告に取引口座を開設し、担当従業員の勧誘を受けて投資信託や株式の売買を行ったところ、損失を被ったとして、原告は、担当従業員の勧誘には適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反の不法行為があったと主張して、被告に対し、使用者責任に基づき、その損失と弁護士費用について損害賠償を求めた事案	◆証券会社担当者の勧誘により内外の株式買付取引をした者が損失を被った場合、同担当者には適合性原則違反、説明義務違反があったと認められるとして証券会社の使用者責任が認められた事例	外国債投資信託	肯	3割
226	平成14年10月17日 東京高裁 平14 (ホ)1401号	損害賠償請求控訴・同附帯控訴事件	◆被控訴人(原審原告)の控訴人証券会社に対する「控訴人の従業員の勧誘により、ダブル・アルファ・マルチプル(ダブル・アルファ)と呼ばれる手法に基づく株式信用取引(信用取引)と日経平均株価オプション取引(オプション取引)を行ったところ、これらの取引により多大の損失を被った。この損失は、控訴人の被控訴人に対する適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、一任勧定取引及び株式の運用に関する助言、指導の誤りにより生じたものである。」という主張に基づく債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償等の請求が、一部認容された原審に対して、控訴人が控訴をした事案	◆信用取引およびオプション取引を行った顧客が、証券会社に適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、助言・指導の誤り等があったとして、債務不履行ないし不法行為に基づき求めた損害賠償請求について、証券会社に断定的判断の提供等の義務違反行為があったとは認められないとして、その請求が棄却された事例	信用取引オプション	否	
227	平成14年9月18日 京都地裁 平11 (ワ)542号	損害賠償等請求事件	◆本件は、被告を通して日経平均株価指数オプション取引を行い、これにより損失を出した原告らが、被告の担当者による原告らに対する右取引の勧誘が不法行為であるとして、被告に使用者責任に基づきその賠償を求めた事案	◆平均株価指数オプション取引につき、顧客に当該取引の適合性がなかったとし、顧客の証券会社に対する損害賠償請求が認容された事例	株価指数オプション	肯	2割
228	平成14年8月21日 神戸地裁 平10 (ワ)1652号	損害賠償請求事件	◆脱退被告と継続的に証券取引を行っていた原告が、脱退被告の債務を免責的に包括承継した被告に対し、脱退被告の従業員において、ワラント取引について不適合取引への勧誘禁止義務違反及び説明義務違反があった、また、株式取引について忠実義務違反(過当取引)により損害を被ったと主張して、債務不履行(民法415条)又は不法行為(同715条)に基づき損害賠償を選択的に請求したのに対し、被告が、違法な勧誘も過当取引もなかったと主張して争った事案	◆従業員Fが原告にワラント取引を勧誘したころまでには、原告は投資に関する知識、経験等も豊富な投資家となっており、Fが原告をワラント取引に勧誘したことは不適合取引への勧誘禁止義務に反するとはいえず、また、原告が信用取引を含め比較的豊富な取引経験を有しており、ハイリターン商品はそれに応じたハイリスクを内包していることを認識していたと考えられることなどの属性に照らし、説明義務が尽くされていないとまではいえないのであり、他に忠実義務違反(過当取引)も認められないとして請求を棄却した事例	ワラント	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
229	平成14年6月25日 神戸地裁 平11(ワ)1129号	損害賠償請求事件	◆原告(本件取引開始当時75歳)が、証券会社である脱退被告において、株式等の取引をしたところ、その従業員に無断売買ないし事後承諾の押しつけ、説明義務違反、断定的判断の提供、適合性原則違反、過当取引及び虚偽報告等の違法行為があり、それによって損害を被ったと主張して、吸収分割により脱退被告の権利義務を承継した被告に対し、不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案	◆本件取引は、取引の過当性、口座支配、悪意性の各要件を充足し、全体を通じて違法な過当取引に該当し、脱退被告は原告に対し、民法715条1項本文に基づき賠償責任を負うとしたものの、原告にも落ち度があったのであり、原告の過失割合は6割が相当であるなどとして、請求を一部認容した事例	株式 転換社債 投資信託 ワラント	肯	6割
230	平成14年2月15日 東京地裁 平10(ワ)12948号	寄託金返還等請求、立替金請求事件	◆証券会社担当者が、原告に対し、証券の信用取引等の勧誘・提案を行ったことが、投資勧誘における適合性の原則に反し、社会的相当性を逸脱した違法なものであるとして、原告が、証券会社及び担当者を被告として損害賠償請求を求めた事案	◆証券会社担当者が顧客(大正一一年生まれの女性)に対し平成元年から平成六年までの間、証券の信用取引等の勧誘・提案を行ったことが、投資勧誘における適合性の原則に反し、社会的相当性を逸脱した違法なものであるとして証券会社及び担当者に損害賠償請求が認められた事例(過失相殺五割)	信用取引	肯	5割
231	平成13年12月17日 東京地裁 平11(ワ)28042号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告に委託して株価指数オプション取引、株価指数先物取引及び株式等の信用取引を行った原告が、被告の担当従業員の勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等の違法があり、取引全体としても過当取引等の違法があったとして、被告に対し、不法行為(民法715条)又は債務不履行に基づいて、当該取引による損失相当額等の損害の賠償を求めた事案	◆貸しビル経営者が証券会社との間で株価指数オプション取引、株価指数先物取引、株式等の信用取引を行っていた場合において、証券会社の担当者の勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等の違法があり、取引全体についても過当取引等の違法があったとして、貸しビル経営者が証券会社に対して提起した損害賠償請求について、取引過程に違法はないとして請求が認められなかった事例	指数オプション 指数先物 信用取引	否	
232	平成13年11月30日 東京地裁 平10(ワ)18234号	損害賠償請求事件	◆被告従業員の勧誘により、被告の金融商品に基づく株式信用取引と、日経平均株価オプション取引を行って損失を被った原告が、被告に対し、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、一任勧定取引及び株式の運用に関する助言、指導の誤りを原因として、債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償及び遅延損害金の支払を請求した事案	◆証券会社の担当者の勧誘により証券取引を行って損失を被った者は、担当者から断定的な判断の提供を受けたこと、担当者の取引に関する助言・指導に誤りがあったことを原因として証券会社に対して不法行為に基づく損害賠償を請求することができる事例	信用取引 株価オプション	肯	6割
233	平成13年11月29日 東京高裁 平13(ネ)362号	損害賠償請求控訴事件	◆従前から被控訴人と証券取引を行っていた控訴人が、平成八年九月二四日から始まり約一年に及んでした信用取引について、適合性の原則違反、説明義務違反・断定的判断の提供、無断売買・一任取引、過当売買を理由とする不法行為(使用者責任)に基づく損害(信用取引による損害内金三〇五〇万五七四七円及び弁護士費用三〇〇万円)の賠償請求をした事案	◆老人と証券会社との株の信用取引について、一任取引的に行われ、適合性の原則に反し、過当売買にも当たり、全体として違法なものであるとして、証券会社の不法行為責任が認められた事例	信用取引	肯	6割
234	平成13年9月27日 大阪高裁 平12(ネ)3057号	損害賠償請求控訴事件	◆XがYに対して、先物取引において適合性原則違反、説明義務違反があったとして、不法行為などに基づき、損害賠償を請求したところ、YはXの夫である訴外Aは医師として現場からは身を引き、取引にあたっては妻のXを通して取引に当たっているものの、XはAと相談して取引判断をしており、Aの通常の会話や判断力に支障があったのでなく、従前の取引経験のほか時間的余裕もでき、これまで以上に慎重に取引できたものであるから適合性原則違反とはいえないと主張して争った事案	◆Xが証券会社従業員の説明を受けてAにその内容を告げて判断する取引形態であったから、Xが受けた説明を正しく理解したうえでAに説明する必要があるところ、Xの知識経験からするとAに対し適切な情報を正確に提供するのには困難な状況にあったといわざるを得ないし、Aが社会的に引退したことにより時間的余裕が十分にあったかどうかは、適合性の有無の判断に影響を及ぼす事項であるとはいえないとして、Yの主張を退けてXの請求を一部認めた事例	ワラント	肯	被控訴人A には6割 被控訴人B には4割
235	平成13年9月25日 東京地裁 平5(ワ)2281号	損害賠償請求事件	◆ワラントの購入により損害を被ったとする原告が、証券会社を被告として不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆これを勧誘した証券会社外務員には、一、投資対象として不適格な金融商品を勧誘した違法、二、適合性原則違反、三、説明義務違反、四、断定的判断の提供のいずれも認められないとして、同請求が棄却された事例	ワラント	否	
236	平成13年7月10日 東京地裁 平5(ワ)2281号	損害賠償請求事件	◆証券会社の従業員の違法な勧誘によりワラントを購入させられ、これにより損害を被ったとして証券会社を相手に損害賠償を請求した事案	◆従業員の勧誘には、一、適合性原則違反、二、説明義務違反、三、断定的判断の提供などの違法行為は認められないとして、請求が棄却された事例	ワラント	否	
237	平成13年6月27日 東京地裁 平10(ワ)23151号	損害賠償請求事件	◆商品先物オプション取引を委託した原告が、これを受託した会社、その代表者、取締役、担当者などを被告として、不法行為などに基づき、取引により被った損害を請求した事案	◆担当者に適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反などの違法行為は存しないとして、同請求が棄却された事例	商品先物 オプション	否	
238	平成13年4月17日 東京地裁 平5(ワ)2281号	損害賠償請求事件	◆ワラントの取引により損害を被ったとする原告が、証券会社を被告として損害賠償を求めた事案	◆原告にはワラント購入の適合性原則違反はなく、勧誘に際して証券会社外務員に説明義務違反、断定的判断の提供も認められないとして、同請求が棄却された事例	ワラント	否	
239	平成13年2月14日 東京地裁 平12(ワ)1983号	損害賠償請求事件	◆高齢の亡夫に対し、証券会社の従業員がリスクの高い株式投資信託を勧誘したため、多大な損害を被ったとして、その相続人である妻が証券会社を被告として損害賠償を請求した事案	◆当該従業員に適合性原則違反、説明義務違反は存しないとして、同請求が棄却された事例	投資信託	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
240	平成13年1月11日 東京地裁 平11(ワ)15503号	損害賠償請求事件	◆米ドル建ての投資信託の取引により損害を被った顧客が、証券会社を被告として、損害賠償を請求した事案	◆証券会社の販売員の勧誘行為に適合性原則違反及び説明義務違反があったとして、同請求が一部認容された事例	投資信託	肯	7割
241	平成12年11月21日 東京地裁 平4(ワ)22773号	損害賠償請求事件	◆ワラントの取引により損害を被ったとする顧客が、証券会社を相手に、損害賠償を請求した事案	◆担当者の勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供などの違法はないとして、同請求が棄却された事例	ワラント	否	
242	平成12年8月31日 東京地裁 平11(ワ)20510号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引により損害を被った者が同取引の受託業務を行った会社を相手に損害賠償を求めた事案	◆同会社従業員の顧客に対する勧誘に、適合性原則違反、説明義務違反の違法があるとされた事例 ◆勧誘を受けた顧客にも過失があるとして、損害額につき三五パーセントの過失相殺がされた事例	商品先物	肯	3割5分
243	平成12年8月29日 東京地裁 平10(ワ)7672号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引により損害を被った者が、同取引の受託業務を行った会社を相手に損害賠償を求めた事案	◆同会社従業員の顧客に対する勧誘に、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反等の違法があるとされた事例 ◆勧誘を受けた顧客にも過失があるとして、損害額につき四割の過失相殺がされた事例	商品先物	肯	4割
244	平成12年8月21日 東京高裁 平12(ネ)1670号	損害賠償請求控訴事件	◆被控訴人を通じて、株式等の現物取引、信用取引及び国債先物取引を行い、結果的に損失を被った控訴人が、担当者には、適合性の原則に違反した勧誘、担保を仮装した信用取引、控訴人の意思に基づかない信用取引、さらに、本件取引全体についての過当取引(過当勧誘)を行うなどの違法があることを理由に、被控訴人に対し、民法七一条に基づき、被控訴人との取引によって生じた損失に相当する合計七億円余(売買差損及び支払手数料等諸経費の合計額並びに本訴提起に係る弁護士費用の合計七億円)の損害賠償を求めたが、平成一二年二月二九日、原審において右違法の主張がすべて排斥され請求棄却判決を受けたことから、控訴を提起した事案	◆証券会社の担当者の株式取引等の勧誘に関し適合性の原則違反・過当取引等の違法があったとは認められないとして証券会社の不法行為責任が認められなかった事例	株式取引	否	
245	平成12年7月17日 神戸地裁 平4(ワ)1771号	損害賠償請求事件	◆被告の違法行為ないし被告従業員の違法な勧誘行為によりワラントを購入した結果、損害を被ったとして、被告または被告従業員の不法行為に基づく損害賠償として、権利行使期間の経過により無価値となったワラントの購入代金相当額等の、後記の前提事実記載の各損害の賠償を求めた事案	◆ワラント取引において損害を被った者が、証券会社従業員に違法な勧誘行為があったとして提起した証券会社に対する損害賠償請求が、一部認められた事例	ワラント	肯	5割
246	平成12年6月12日 東京地裁 平5(ワ)7647号	損害賠償請求事件	◆被告との間でワラント取引を行った原告らが、被告の営業担当者が原告らに対し右ワラント取引を勧誘した行為につき、右勧誘行為は適合性の原則、説明義務等に違反し不法行為を構成すると主張し、被告に対し、民法七一条の使用責任又は証券取引法一六条に基づき(選択的)、原告らが購入したワラントの購入代金相当額から売却金相当額を控除した差額等の損害賠償を求めた事案	◆証券会社との間でワラント取引を行った者が、営業担当者の取引勧誘行為について、適合性の原則、説明義務等に違反し不法行為を構成するとして、証券会社に対し、使用者責任又は証券取引法一六条に基づく損害賠償を請求したが認められなかった事例	ワラント	否	
247	平成12年3月29日 千葉地裁 平10(ワ)2863号	損害賠償請求事件	◆証券会社従業員の専業主婦に対するオプション取引及び信用取引についての説明義務違反があったとして、主婦の証券会社に対する不法行為に基づく損害賠償請求を求めた事案	◆証券会社従業員の専業主婦に対するオプション取引及び信用取引についての説明義務違反があったとして、主婦の証券会社に対する不法行為に基づく損害賠償請求が認められた事例	オプション取引 信用取引	肯	1割5分
248	平成12年3月29日 名古屋地裁 平5(ワ)4280号	損害賠償請求事件	◆原告らが、右各投資信託の取引はT証券株式会社の担当者が原告らに無断で行ったものであるからその効果は原告らに帰属しないと主張し、仮に右各取引の効果が原告らに帰属するとしても、右各取引の際、担当者の勧誘行為に適合性の原則違反や説明義務違反等があったとして、債務不履行又は不法行為に基づき、投資信託の価格が下落したこと等に基づく損害の賠償を請求したのに対し、T証券株式会社を吸収合併した被告が、右各取引は原告らの意思に基づくものであるからその効果は原告らに帰属するし、また、適合性の原則違反や説明義務違反等はなかったとして、原告らの請求を争った事案	◆証券会社の従業員が顧客の意思に基づかない取引をしたとして、証券会社の顧客に対する預かり有価証券の売却代金相当額の不当利得返還義務を認めた事例 ◆いわゆる適合性原則違反・説明義務違反を理由として証券会社の債務不履行に基づく損害賠償責任を認めた事例	投資信託	肯	5割
249	平成12年3月27日 東京地裁 平9(ワ)10449号	損害賠償請求事件	◆昭和六三年七月初ころから平成五年一月初ころまでの間分離型ワラントを含む有価証券の売買取引等で三五二八万三六〇〇円の損失を被った原告が、右取引を委託していた証券会社である被告に対し、右取引が適合性の原則に違反すること、過当取引に当たること、説明義務違反であること(ワラント取引)などを理由に、債務不履行又は不法行為に基づき右損害のうち二六〇〇万円の支払を求めた事案	◆精神分裂病に罹患していた顧客と有価証券取引をした証券会社に適合性原則違反、過当売買、説明・助言義務違反がないと認められた事例	ワラント	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
250	平成12年 2月29日 東京地裁 平7(ワ)25928号		◆被告を通じて、株式等の現物取引、信用取引及び国債先物取引を行った原告が、被告の担当者がした勧誘行為には株式取引等に関する適当勧誘、適合性の原則違反等の違法があること等を理由として、被告に対し、民法七一条に基づき損害賠償として、被告との右取引によって生じた損失相当額(売買差損と支払手数料等諸経費の合計額及び本訴提起に係る弁護士費用の合計七億円余)の支払を請求した事案	◆被告の行為は、適合性原則に反するものではないとして、不法行為責任を否定した事例	株式 信用取引 国債先物 取引	否	
251	平成11年 5月31日 東京地裁 平9(ワ)3372号	損害賠償請求本訴、債務不存在確認等反訴請求事件	◆原告が、豪ドルの買受債務の履行を怠った被告会社Y1及び被告会社Y2、並びに右各債務を連帯保証した被告会社Y3に対し、被告会社Y1、Y2の右債務不履行による原告の被告会社Y1、Y2に対する各損害賠償請求権を被告会社Y1、Y2、Y3の原告に対する各預金等返還請求権と対当額で相殺した残額を、被告会社Y1、Y2については債務不履行による損害賠償請求権に基づいて、被告会社Y3については連帯保証契約に基づく保証債務履行請求権に基づいて、それぞれ請求したのに対し(本訴)、被告会社Y1、Y2、Y3が、原告に対し、(一)被告主債務者らにおいて、(1)主位的に、契約の不成立、公序良俗違反による無効、詐欺取消しを理由として本件各取引に基づき生じた債務の不存在確認を、(2)予備的に、原告の商品内容及びリスクに関する説明義務違反、適合性の原則違反、損失拡大防止義務違反等を理由として不法行為に基づく損害賠償を、(二)被告会社Y3において、(1)主位的に、本件各取引の不成立又は無効による主債務の不存在を理由として連帯保証契約に基づく債務の不存在確認を、(2)予備的に、原告の詐欺により定期預金名下に金員を詐取されたことを理由として不法行為に基づく損害賠償を、それぞれ請求した事案(反訴)	◆通貨オプション取引、インパクトローン等の一連の取引により顧客(海外取引の経験を有する大企業グループ)が損失を被ったことにつき、銀行の説明義務違反、適合性の原則違反等が認められず、不法行為責任が否定された事例	通貨オプション	否	
252	平成11年 3月30日 大阪地裁 平9(ワ)10437号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告をとおしてワラント及び投資信託を購入した原告が、被告に対し、適合性原則違反、説明義務違反等を理由に不法行為及び債務不履行に基づく損害賠償請求をした事案	◆証券会社外務員の株式投資信託およびワラントの投資勧誘に説明義務違反等があると、証券会社に債務不履行責任が成立するとされた事例	投資信託 ワラント	肯	7割
253	平成11年 2月23日 東京高裁 平10(ネ)626号	損害賠償請求控訴事件	◆被控訴人からアメリカ合衆国のアパートに係る「共有持分権」を買収した控訴人らが、被控訴人に対し、その売買契約が詐欺によって取り消されたあるいは錯誤により無効であると主張して支払済みの売買代金相当額を不当利得として返還請求し、選択的に説明義務違反などの不法行為であると主張して売買代金相当額の損害賠償請求をし、また、そのほかに、購入手数料及び提携ローン手数料相当額についても不法行為による損害賠償請求をした事案	◆海外買主から売主に対する不動産の「共有持分権」の売買について、詐欺取消又は錯誤無効を理由とする不当利得返還請求が認められなかった事例 ◆不法行為についても否定された事例	海外不動産の共有持分権	否	
254	平成11年 1月22日 奈良地裁 平9(ワ)237号	損害賠償請求事件	◆証券会社の従業員から株式取引を勧誘され、右取引により損失を出した原告が、右勧誘には違法があったとしてその賠償を求めた事案	◆証券会社従業員の主婦に対する特定株式の取引勧誘が、リスク告知を欠いたもので、適合性の原則に反し、かつ、断定的判断の提供に当たるとして不法行為責任が認められた事例	株式	肯	主張なし
255	平成10年12月10日 東京高裁 平9(ネ)5202号	損害賠償請求控訴事件〔ワラント取引集団訴訟(野村証券関係)・控訴審〕	◆ワラント取引勧誘の際の適合性原則違反・説明義務違反を理由として取引勧誘を受けた主婦が証券会社に対し損害賠償を請求した事案	◆ワラント取引勧誘の際の適合性原則違反・説明義務違反を理由とする主婦の証券会社に対する損害賠償請求が一部認容された事例	ワラント	肯	3割
256	平成10年 7月17日 東京地裁 平8(ワ)14484号	損害賠償請求事件	◆平成元年九月以降、数回にわたり、被告と異種の通貨について「金銭の相互支払に関する契約」(「通貨スワップ契約」)を締結した原告が、これらの契約に関して被った損失額の合計一二億六七五〇万三六五七円のうち、被告に支払済の四億七七五四万一九〇二円について、各契約の公序良俗違反又は錯誤による無効を主張して不当利得返還請求をするとともに、これと選択的に、被告の説明義務違反による債務不履行又は不法行為を主張して、損害賠償請求をした事案	◆会社が銀行との間で締結した通貨スワップ契約が、投機性・射幸性が著しく高く、賭博に類するものでなく、公序良俗に違反しないとされた事例 ◆右通貨スワップ契約につき、錯誤無効の主張が排斥された事例 ◆右通貨スワップ契約の勧誘につき、銀行の説明義務違反および損害拡大回避義務違反が認められず、債務不履行責任、不法行為責任が否定された事例	通貨スワップ	否	
257	平成10年 2月23日 東京地裁 平8(ワ)19452号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告に対し、株式投資信託の勧誘における説明義務違反、適合性の原則違反等の違法があると主張して、不法行為に基づき、被告の違法行為により被ったとする損害の賠償を求めた事案	◆証券会社の担当者に株式投資信託取引の勧誘における説明義務違反・適合性原則違反等が認められなかった事例	投資信託	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
258	平成 9年11月27日 東京地裁 平6(ワ)13907号	損害賠償請求事件	◆原告において、被告の営業担当者の適合性の原則違反、説明義務違反等の違法な勧誘によりワラントを買い付けさせられ、損害を被ったとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、ワラントの買付代金等相当の金員及び訴状送達の日以降の民法所定の遅延損害金の支払を求めた事案	◆証券会社員の歯科医に対するワラント購入の勧誘が適合性原則に反しないが、説明義務に違反するとし、過失相殺ないし、これに準じて公平上、証券会社が使用者責任に基づきワラント購入代金の三割を賠償すべきであった事例	ワラント	否	
259	平成 9年11月11日 東京地裁 平4(ワ)22773号	損害賠償請求事件〔ワラント取引集団訴訟(野村證券関係)・第一審〕	◆原告が、被告のワラントの販売が、適合性原則、断定的判断の提供による勧誘の禁止に反する違法なものであるとして、購入額と売却額の差額を損害として損害賠償請求を行った事案	◆ワラントの買付けの勧誘が違法なものである(適合性原則違反)とし、かつ、過失相殺を認めず、請求額全額について損害賠償を命じた事例	ワラント	肯	否定
260	平成 9年 8月29日 大阪地裁 平4(ワ)2187号	損害賠償請求事件	◆原告が、証券会社である被告と株式の信用取引・現物取引、ワラント取引、投資信託取引等を行った際に、被告によって手数料稼ぎを目的とする過当取引に誘致されたなどとして、債務不履行又は不法行為に基づいて、右取引によって被った損害の賠償を求めた事案	◆過当取引及びワラント取引における説明義務違反を理由に証券会社の使用者責任が認められた事例(過失相殺五割)	信用取引 現物取引 ワラント取引 投資信託 取引	肯	5割
261	平成 9年 6月24日 大阪高裁 平8(ネ)1155号	損害賠償請求控訴事件	◆原告が、証券会社担当者がワラント取引を勧誘したことが、適合性原則、説明義務に反し、違法な行為であるとして、損害賠償請求した事案	◆証券会社担当者が証券取引に十分な経験のない年金生活者である六〇歳の女性に対してワラント取引を勧誘するに際してその危険性につき説明義務を尽くしていないとして証券会社に損害賠償責任が認められた事例(過失相殺一割)	ワラント	肯	1割
262	平成 9年 6月 9日 前橋地裁 平5(ワ)49号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告からカントリーファンドであるオーストリアファンドを購入した原告が、右取引に際しては被告の従業員から虚偽の事実を告げられたり、仕切を拒否されたり、必要な説明もなされなかったが、それは不法行為に該当するとして、被告に対し、それによって原告が被った損害の賠償を請求した事案	◆証券会社から会社型投資信託のカントリーファンドを購入した顧客が取引に際し証券会社の従業員から虚偽の事実を告げられたり、必要な説明がなかったなどとして求めた不法行為に基づく損害賠償請求が棄却された事例	投資信託	否	
263	平成 9年 2月28日 仙台高裁 平7(ネ)527号	損害賠償請求控訴事件	◆金利負担の軽減になるからといって、被告が原告に対し、金融商品の勧誘をしたことが、適合性原則、説明義務等に違反するものであるとして、原告が被告に対し、損害賠償請求を行った事案	◆固定金利貸出と通貨スワップ契約が組み合わされた金融商品について、銀行に説明義務違反がないとされた事例	通貨スワップ	否	
264	平成 9年 1月28日 大阪高裁 平8(ネ)1968号	損害賠償請求控訴事件	◆証券会社担当者が、ワラント取引を勧誘した行為が、説明義務に反する違法な態様であったとして、原告が被告に対し、損害賠償請求を求めた事案	◆証券会社担当者のワラント取引勧誘における説明義務違反を認め証券会社に使用者責任を認めた事例(過失相殺7割)	ワラント	肯	7割
265	平成 8年11月27日 東京高裁 平8(ネ)2866号	損害賠償請求控訴事件	◆証券会社担当者が、ワラント取引を勧誘した行為が、説明義務に反する違法な態様であったとして、原告が被告に対し、損害賠償請求を求めた事案	◆ワラント取引の勧誘にあたって説明義務違反があったとして証券会社の使用者責任が認められた事例(過失相殺三割)	ワラント	肯	3割
266	平成 8年11月25日 大阪地裁 平7(ワ)3668号	損害賠償請求事件	◆被告証券会社の証券外務員である被告の勧誘により外貨建ワラントを購入した原告が、右勧誘には説明義務違反の違法があり、また右購入後原告に対し情報提供・売却時期の助言を怠り原告からの、売却の指示に応じなかった違法があるとして、被告らに対し、不法行為及び債務不履行に基づき右ワラント購入代金相当額及び弁護士費用の損害賠償を請求した事案	◆証券会社による外貨建ワラントの勧誘に違法性がなく、目論見書交付義務違反及び有価証券届出書発効前の売買にも当たらず、購入後の情報提供義務違反も認められないとして証券会社及び担当外務員に対する損害賠償請求が棄却された事例	ワラント	否	
267	平成 8年10月25日 浦和地裁 平6(ワ)2210号	損害賠償請求事件	◆被告の変額保険に加入した原告が、被告に対し、主位的には、違法な勧誘行為により同保険に加入させた、予備的には、違法に同保険の解約を妨害した、として各不法行為による損害賠償を求めた事案	◆七八歳の会社社長に変額保険の勧誘をした保険会社の営業所長に説明義務違反がないとされた事例	変額保険	否	
268	平成 8年10月16日 名古屋高裁 平7(ネ)344号	株式取引決済損害本訴請求、同反訴請求控訴事件	◆一審被告は、一審原告が、適合性原則に照らして信用取引をするにふさわしくない一審被告を勧誘して信用取引をさせたとの事実を前提として、そのような場合に、一審原告が一審被告に対して負うべき義務(追証徴求義務、受託者の善管注意義務ないし信義則に基づく善処義務、預託保証金を適法に保管する義務)等に違反しているから、一審原告の本訴請求は、信義則に反して許されないと主張し、損害賠償を求めた事案	◆株式の信用取引について証券会社に適合性原則違反等の違法事由がなかったとして顧客の損害賠償請求を棄却した事例	株式	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
269	平成 8年 9月30日 高松地裁 平5(ワ)73号	損害賠償請求事件	◆被告の従業員の勧誘により被告との間で実母を代理して新株引受権証券(ワラント)の売買取引をした原告が、同取引は右従業員からの違法な勧誘によるものであり、その結果、実母の購入した新株引受権証券は無価値となったところ、原告は実母との間で、原告の判断に基づく取引によって実母が損失が発生した場合は原告が実母に発生した損害を填補する旨約定しており、これに従って現実に損害を填補したので、被告に対する損害賠償請求権を取得したとして、被告に対し、民法七一条に基づき、右填補に係る売買代金相当額(二三九万円)及び本訴提起に関する弁護士費用(二三万九〇〇〇円)について損害賠償を求めた事案	◆元証券会社員に対するワラントの勧誘について適合性の原則違反及び説明義務違反が認められなかった事例	ワラント	否	
270	平成 8年 9月13日 大阪高裁 平7(ネ)1930号	損害賠償請求控訴事件	◆多数回にわたり累計一億八〇〇〇万円を超える外貨建ワラントの買付取引について証券会社の営業社員とした勧誘が不法行為に該当するとして、原告が被告に対し、損害賠償を求めた事案	◆多数回にわたり累計一億八〇〇〇万円を超える外貨建ワラントの買付取引について証券会社の営業社員とした勧誘が不法行為に該当するものと認められなかった事例	ワラント	否	
271	平成 8年 5月30日 東京地裁 平6(ワ)8928号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告の従業員の違法な勧誘によりワラントを購入させられ、その結果、ワラントの購入代金と弁護士費用の合計四〇七万〇六八二円相当の損害を被ったとして使用者責任に基づく損害賠償請求をした事案	◆ワラント取引において証券会社の従業員の顧客に対する勧誘行為に違法性はなかったとして、証券会社の使用者責任が否定された事例	ワラント	否	
272	平成 7年12月13日 東京地裁 平5(ワ)11566号	土地建物根拠当権設定登記抹消登記等請求事件	◆原告は、被告銀行との間で融資契約を締結し、その借入金等を一時払保険料にあて、被告保険会社との間で被保険者を原告らとする合計五件の変額保険契約を締結したところ、これらの変額保険契約は、右融資契約と一体となった契約であり、契約の勧誘等に違法があり、公序良俗違反、詐欺、錯誤、不法行為があるとして、被告保険会社及び被告銀行に対する関係では、原告が保険契約と融資契約の公序良俗違反による無効、錯誤による無効若しくは詐欺による取消しに基づく不当利得返還又は不法行為に基づく損害賠償を求め、被告信用保証会社に対する関係では、原告らが融資契約の右無効又は取消しによる被担保債権の不存在に基づく根拠当権設定登記の抹消登記手続を、原告が保証委託契約の無効に基づく不当利得返還をそれぞれ求めた事案	◆銀行からの借入金により変額保険契約を締結した場合において銀行及び保険会社とも説明義務及び適合性原則違反が否定された事例	変額保険	否	
273	平成 7年11月24日 東京地裁 平3(ワ)9510号	損害賠償請求事件	◆原告が、ワラント取引に関し、証券会社担当者の勧誘が、適合性原則、説明義務等に反する違法なものであったとして、損害賠償を求めた事案	◆ワラント取引について証券会社の担当者に説明義務違反等の違法はなく、不法行為、債務不履行、目論見書不交付に基づく損害賠償請求がいずれも否定された事例	ワラント	否	
274	平成 7年11月 9日 大阪地裁 平4(ワ)6161号	損害賠償請求事件	◆原告が、ワラント取引に関し、証券会社担当者の勧誘が、適合性原則、説明義務等に反する違法なものであったとして、損害賠償を求めた事案	◆ワラント取引への勧誘が違法なものだとは認められず、証券会社に対する損害賠償請求が棄却された事例	ワラント	否	
275	平成 7年10月25日 東京高裁 平7(ネ)1672号	損害賠償請求控訴事件	◆原告が、担当者の変額保険の勧誘が、適合性原則、説明義務等に反する違法なものであったとして、損害賠償を求めた事案	◆六七歳の男性の変額保険の勧誘に当たり説明義務及び適合性原則違反がないとされた事例 ◆銀行の社員が変額保険の払込保険料を融資したが、保険募集の取締に関する法律違反がないとされた事例	変額保険	否	
276	平成 7年10月 5日 奈良地裁 平5(ワ)83号	損害賠償請求事件	◆原告が、ワラント取引に関し、証券会社担当者の勧誘が、適合性原則、説明義務等に反する違法なものであったとして、損害賠償を求めた事案	◆証券会社の社員がワラント取引を事後承諾させ、説明義務を怠つたとして証券会社の損害賠償責任が認められた事例	ワラント	否	
277	平成 7年 8月30日 東京地裁 平5(ワ)17650号	損害賠償請求事件	◆原告が、有価証券の売買を委託していた被告に対し、被告担当者がワラント取引を不当な方法で勧誘したこと等を理由として使用者責任に基づきワラント取引によって被った損害の賠償を求めた事案	◆ワラントの勧誘について証券会社の社員に適合性原則及び説明義務の違反がないとされた事例	ワラント	否	
278	平成 7年 8月28日 大阪地裁 平6(ワ)1213号	損害賠償請求事件	◆被告を通じてワラントを購入した原告が、被告またはその従業員のした当該ワラントの勧誘に、適合性の原則違反あるいは説明義務違反等の違法があるとして、被告に対し、不法行為(民法七〇九条又は七一条)による損害賠償を求めた事案	◆ワラント勧誘の際の説明義務違反の違法を理由として、不法行為による損害賠償請求が一部認容された事例	ワラント	肯	1割
279	平成 7年 7月 5日 大阪地裁 平4(ワ)11057号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告から、総額1億8432万円もの巨額の外貨建てワラントを購入した原告会社及び同社を設立した代表取締役である当時50歳の原告が、被告及びその従業員から違法な勧誘を受けて本件ワラントを買い付けた結果、損害を被ったとして、損害賠償を求めた事案	◆原告の取引経験などからすると、原告は一般的な証券投資の危険性等についてはある程度理解していたものであると推認でき、また、高額取引を繰り返していたことからすると、原告自身、当初から積極的な証券投資による利殖を望み、自信を得て自らの意思で取引を進めていった面があると推測されるから、本件ワラント取引が原告らに適合しない取引であったとは認められないなどとして、違法な勧誘があったとする原告の主張をすべて排斥し、請求を棄却した事例	ワラント	否	

A-2 適合性原則に関する裁判例

通番	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	適合性原則違反の肯否	過失相殺割合
280	平成7年6月13日 大阪地裁 平4(ワ)7286号	損害賠償請求事件	◆原告が、受益証券取引に関し、証券会社担当者の勧誘が、適合性原則、説明義務等に反する違法なものであったとして、損害賠償を求めた事案	◆株式投資信託の受益証券購入の勧誘につき説明義務違反の違法があるとして損害賠償請求の一部が認容された事例	投資信託	肯	8割
281	平成7年5月31日 東京高裁 平6(ネ)3400号	損害賠償請求事件	◆原告が、ワラント取引に関し、証券会社担当者の勧誘が、適合性原則、説明義務等に反する違法なものであったとして、損害賠償を求めた事案	◆七二歳の老人に対するワラントの勧誘が適合性の原則に反せず、説明義務違反もないとされた事例	ワラント	否	
282	平成7年4月28日 東京地裁 平4(ワ)3800号	損害賠償請求事件	◆原告が、信用取引及びワラント取引に関し、証券会社担当者の勧誘が、適合性原則、説明義務等に反する違法なものであったとして、損害賠償を求めた事案	◆信用取引やワラント取引において、取引の仕組みやリスクの説明もされている以上、証券会社の従業員の顧客に対する勧誘行為に違法性はなかつたとして証券会社及び従業員の不法行為責任等が否定された事例	信用取引 ワラント	否	
283	平成7年4月13日 新潟地裁 平4(ワ)231号	損害賠償請求事件	◆原告が、ワラント取引に関し、証券会社担当者の勧誘が、適合性原則、説明義務等に反する違法なものであったとして、損害賠償を求めた事案	◆ワラント取引において証券会社の支店長に適合性原則ないし説明・確認義務違反がないとされた事例	ワラント	否	
284	平成7年3月24日 東京地裁 平4(ワ)19508号	損害賠償請求事件	◆原告が、担当者の変額保険の勧誘が、適合性原則、説明義務等に反する違法なものであったとして、損害賠償を求めた事案	◆六七歳の男性に対する変額保険の勧誘について適合性原則違反及び説明義務違反がないとされた事例	変額保険	否	
285	平成7年2月23日 大阪地裁 平5(ワ)3928号	損害賠償請求事件	◆被告社員の勧誘によって外貨建ワラントを購入した原告が、被告に対し、勧誘行為について、後記のとおり違法があつたとして、民法七〇九条による被告自身の不法行為責任、もしくは民法七一五条による使用者責任を理由に、ワラント購入代金相当額及び弁護士費用の損害賠償を求めた事案	◆証券会社従業員が行つた外貨建ワラントの勧誘行為には、適合性の原則や説明義務等に違反した違法性があると判断された事例	ワラント	肯	否定
286	平成6年12月20日 大阪地裁 平4(ワ)2388号	損害賠償請求事件	◆被告証券会社のいわゆる証券レディである被告の勧誘でN社の外貨建ワラントを購入した原告が、本件ワラントの価格が激減し、購入額と売却額の差額金の損害を被つたとして、被告に対し、説明義務違反などを理由とする不法行為責任を、被告会社に対し、被告との共同不法行為責任、あるいは使用者責任もしくは債務不履行責任などを求めた事案	◆証券会社従業員による外貨建てワラントの勧誘行為が、違法であるとされた事例	ワラント	肯	否定
287	平成6年12月16日 大阪地裁 平4(ワ)2975号	損害賠償請求事件	◆原告が、担当者のワラントの勧誘が、適合性原則、説明義務等に反する違法なものであったとして、損害賠償を求めた事案	◆ワラント取引勧誘にあたり、証券会社に説明義務違反が認められるが、本件ワラント取引による損害の発生は、原告がワラント取引の危険性を認識した後も、自己の判断により適当な時期に本件ワラントの処分を行わなかつたことが原因であり、右説明義務違反との間には因果関係が認められないとして損害賠償請求が棄却された事例	ワラント	肯	請求棄却
288	平成6年9月14日 大阪地裁 平4(ワ)5638号	損害賠償請求事件	◆被告の外務員の勧誘を受け、銀行から資金を借り入れて新株引受権証券(ワラント)を三四五万余円で購入したが、その後の価格の推移が思わしくなく、ついに利益を得る機会のないまま行使期限を経過して権利が消滅し、購入代金相当額の損失を被つた原告が、被告に対し、ワラントの危険性等からその販売自体が違法であり、右外務員の勧誘行為にもワラントが行使期限を過ぎると無価値になることを説明しなかつたなど各種の違法性があると主張して、被告自体の不法行為又は使用者責任に基づいて、右損失について損害賠償を請求した事案	◆ワラント投資の勧誘に説明義務違反の違法があるとされ損害賠償請求の一部が認容された事例	ワラント	否	
289	平成6年7月28日 東京地裁 平4(ワ)23263号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告との間で、54歳ころから株式売買委託取引を、63歳ころから信用取引を行ってきた原告が、72歳当時に行った株式及びワラント等の各取引につき、被告担当者による断定的判断の提供、無断売買、適合性原則違反、説明義務違反等を主張して、損害賠償を求めた事案	◆認定事実によれば、被告の担当者による断定的判断の提供及び無断売買の事実はないとしてこれを否定した上で、原告は株式現物取引の経験が20年以上、信用取引の経験は10年以上あり、株式投資についても相当程度研究し、株式取引につきかなりの知識を有していたと窺われ、また、被告が預かっている原告の恒常的な運用資産も高額であったことが認められるから、本件ワラント買付けの勧誘につき、適合性原則違反及び説明義務違反は認められないなどとして、請求を棄却した事例	株式取引 ワラント	否	
290	平成6年3月10日 東京地裁 平4(ワ)20292号	損害賠償等請求事件	◆証券会社が株式の信用取引において、顧客の売り注文の執行を遅らせたとして、顧客が損害賠償を求めた事案	◆証券会社が株式の信用取引において、顧客の売り注文の執行を遅らせたことについて過失責任が肯定された事例	株式	否	